

第8期

大泉町高齢者保健福祉計画

【大泉町老人福祉計画及び介護保険事業計画】

令和3年度～令和5年度

地域で支えあい 元気いきいき 大泉



令和3年3月
大泉町

あいさつ

少子高齢化が進む中、将来の要介護者等を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に創設された介護保険制度も20年が経過し、現在では介護が必要な高齢者やその家族の大きな支えとして定着・発展をしております。

日本全体で「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年が目前に迫り、さらに2040年には「団塊ジュニアの世代」が65歳以上になるなど、高齢化の波が押し寄せる一方で、総人口とともに現役世代の減少が見込まれる中、将来を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進への取り組みがますます重要なものとなっております。

そのため「第8期大泉町高齢者保健福祉計画」では、基本理念を「地域で支えあい 元氣いきいき 大泉」とし、これまでの取り組みを継承するとともに家族による介護だけでなく、高齢者も互いに支えあい、地域全体で見守れるような体制づくりを目指してまいります。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、健康寿命の延伸を図り、介護に頼らない健康推進のまちづくりに取り組むとともに、将来に向け、地域で支えあえる体制を構築するためには、町民・関係機関の皆様との連携なくしては成し得ないものと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、また、大泉町高齢者保健福祉計画策定委員及びパブリックコメントでご参画いただきました皆様をはじめ、大泉町介護保険運営協議会において慎重審議をいただきました委員の皆様のご尽力に、心から感謝申し上げます。



令和3（2021）年3月

大泉町長
村山俊明

目 次

総 論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の根拠法令	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 日常生活圏域の設定	4
6 制度改正の概要	5
第2章 高齢者を取り巻く状況	6
1 高齢者の状況	6
2 介護保険サービスの状況	11
3 計画対象者の予測	16
4 第7期計画の進捗状況	18
5 アンケート調査結果からみえる課題	21
第3章 計画の基本理念と基本的方向	41
1 計画の基本理念	41
2 計画の基本目標	42
3 施策の体系	43
各 論	44
第1章 総合的な介護予防体制の推進	44
1 健康づくりの推進	44
2 介護予防の推進	47
3 包括的支援事業	52
第2章 介護保険事業の健全・公平な推進	56
1 適切な介護保険サービスの提供	56
2 保険者機能の強化	57
3 介護人材の確保及び強化	59
第3章 地域に根ざした高齢者支援体制の充実	60
1 高齢者福祉サービスの充実	60
2 高齢者の自立生活支援の充実	62
3 権利擁護・虐待防止の推進	65
第4章 高齢者が快適に暮らし活躍できる地域づくり	70
1 生きがい・地域活動参加の推進	70
2 生活環境の整備	75
第5章 介護保険サービス等の見込み	79
1 提供する介護保険サービスの種類	79
2 介護保険サービス事業量の見込み	82
第6章 介護保険給付等の見込みと保険料	86

1	介護保険サービス給付費の見込み.....	86
2	第1号被保険者の保険料.....	90
第7章	計画の推進.....	91
資料編		92
1	第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱.....	92
2	第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿.....	94
3	第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定経過.....	95
4	町民憲章等.....	96
5	用語集.....	97

総 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

介護保険制度は、平成12年の創設から20年が経過しました。この間、要介護認定の仕組みの見直しや新たなサービスの追加などを実施し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加など社会環境の変化に対応してきました。高齢者の介護に課題を抱える家庭にとって、なくてはならない制度として定着し、利用者は年々増加しています。

我が国は、平成19年に高齢化率が21%を超える超高齢社会となりました。令和7(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」すべてが75歳以上の後期高齢者となり、「5人に1人が75歳以上」という転換の年を迎えます。加えて、令和22(2040)年には「団塊の世代」の子ども世代である、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上になるため、高齢者人口のピークを迎えることが見込まれています。この影響により、全国的に医療・介護・福祉サービスへの需要が高まるため、地域の高齢者を支える基盤の確保が必要となります。こうした中、平成29年6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度改正が行われました。

本町は、群馬県内において、相対的にみると比較的高齢化率の低い自治体ですが、平成28年に高齢化率が21%の「超高齢社会」となり、今後も高齢者の増加が見込まれています。

令和3年度からの3年間を計画期間とする、『第8期大泉町高齢者保健福祉計画』（以下、「本計画」という）は、これまでの取り組みや第7期計画の進捗状況、介護保険サービスの利用実績、加えて各種アンケート調査結果からみた課題や生活実態等を踏まえ、本町の地域特性を活かした高齢者保健福祉施策を計画的に進めることを目的に策定するものです。

2 計画の根拠法令

本町の高齢者保健福祉計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく計画であり、高齢者福祉施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般が定められています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく計画であり、介護サービスの量の見込みや地域支援事業の量の見込み等について明らかにするものです。

●老人福祉計画

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定される計画で、主に要介護高齢者等の自立した生活を支援する事業等を定めるものですが、本町においては、このほか保健・健康づくり、生きがい対策、生活基盤、生活環境の整備等高齢者の生活に関わる全般的な内容としています。

【老人福祉法】

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

●介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定により、厚生労働大臣の「基本指針」に即して策定するもので、要介護者等のニーズやサービス供給量などを勘案し、介護保険サービス・介護予防サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込みなどに関わる内容となっており、3 年ごとに策定され、今回は第 8 期となります。

【介護保険法】

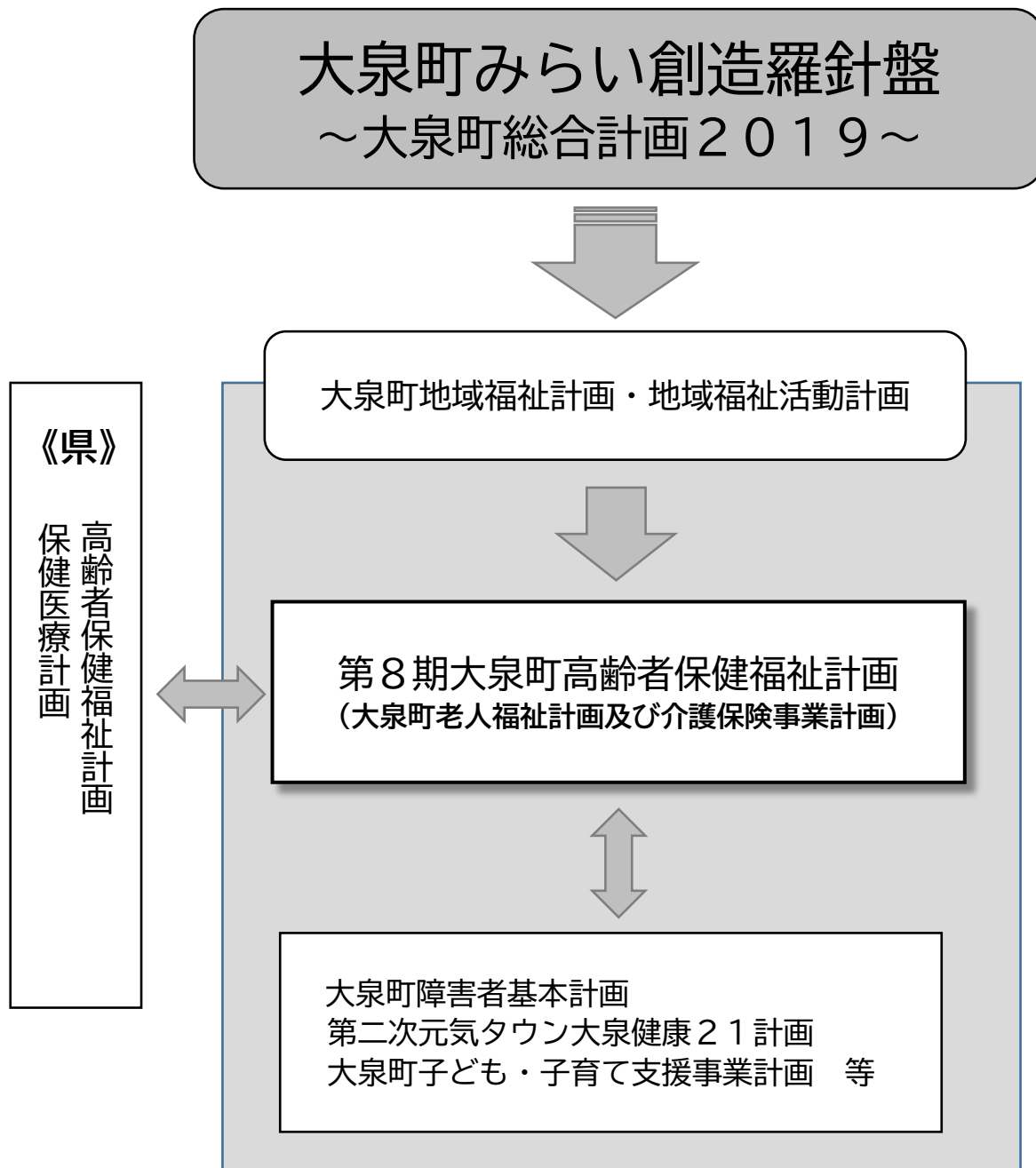
(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」の高齢者保健福祉に関する個別計画として位置づけ、本町のその他の関連計画との整合性及び国・県の関連計画等との調和を図っています。

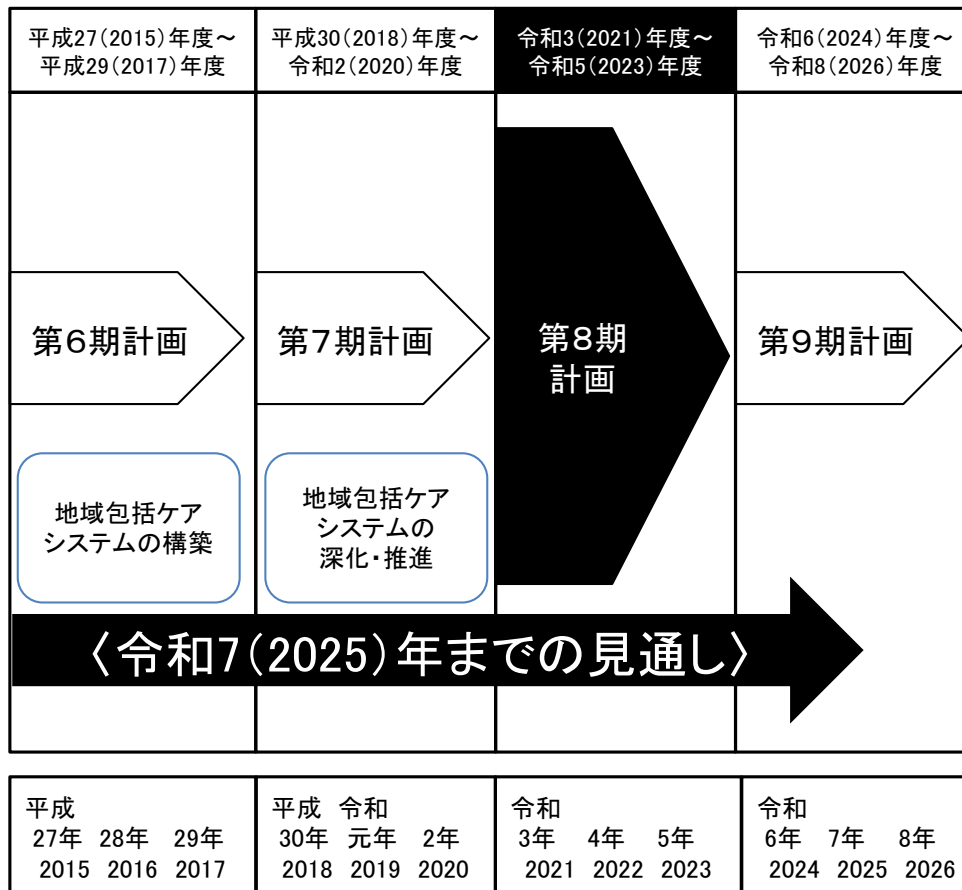
なお、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に規定する成年後見制度利用促進に関する市町村計画を内包しています。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画となっています。

介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められている介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直しを行い、新たな計画を策定します。



▲
団塊の世代が75歳に

5 日常生活圏域の設定

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域のさまざまな主体が連携し、支えていく必要があります。

このため、地域包括支援センターを中心として、医療・保健・福祉関係者をはじめ、地域の連携により、包括的・継続的なケアマネジメント体制の強化を図ります。

本町の日常生活圏域については、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、保健福祉や医療関連の施設に加え、公共施設や交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的なネットワークの存在も重要な要素として考慮する中で、町域全体を1つの圏域として設定し、地域に密着したサービス提供の充実を目指します。

6 制度改正の概要

(1) 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が 75 歳以上になる令和 7（2025）年及び、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年の状況を視野に入れ、介護需要傾向を把握し、サービス整備の必要量等を勘案する。

(2) 地域共生社会の実現

多様な経路で社会とつながり参画できるよう、包括的な支援体制の整備を図る。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

一般介護予防事業を推進するための環境整備や保険者機能強化推進交付金等の活用、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化を図る。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえながら、都道府県と連携し質を確保する。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年 6 月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえることや、教育等の分野とも連携する。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

都道府県と連携しながら、介護人材や、総合事業等の担い手の確保、介護現場の業務改善等を図る。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害の発生や感染症の流行に備え、関係機関との連携を推進する。

第2章 高齢者を取り巻く状況

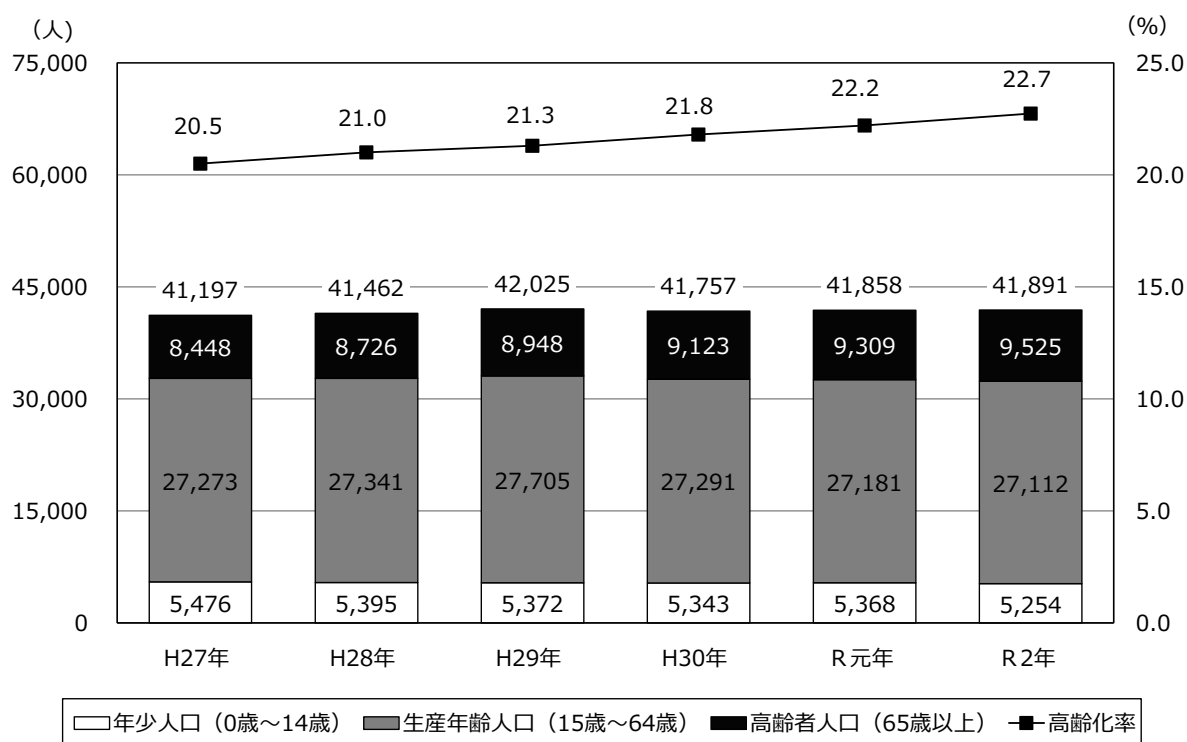
1 高齢者の状況

(1) 人口

①総人口の推移

平成27年から令和2年までの6年間の推移をみると、本町の人口は、平成29年に42,025人と最も多くなっており、その後は増減を繰り返しています。

また、平成27年と令和2年を比較すると、総人口は700人程度増加していますがその内訳は、年少人口及び生産年齢人口はそれぞれ減少傾向にあり、高齢者人口は、平成27年の8,448人から令和2年の9,525人と増加傾向となっています。

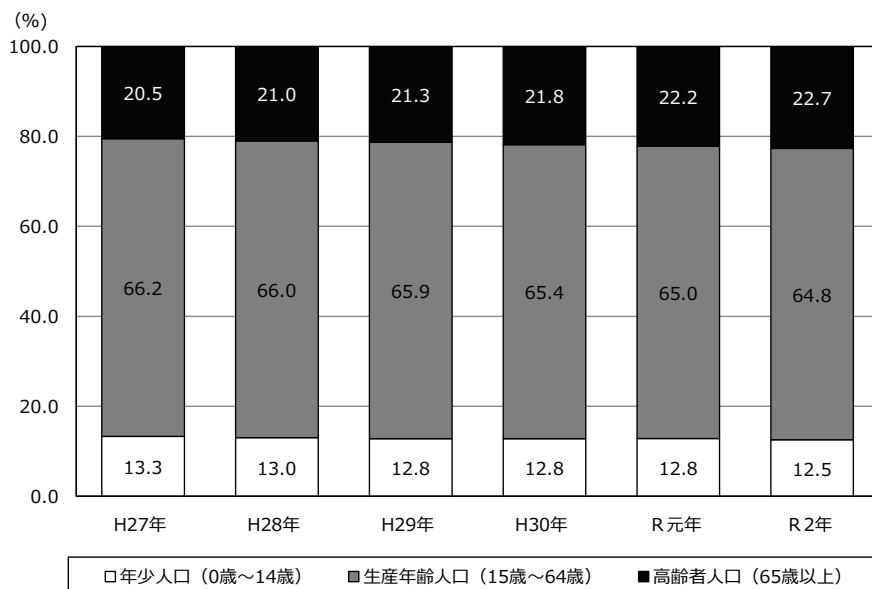


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②年齢階級別人口割合の推移

年齢階級別の人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合は減少傾向にあり、高齢者人口割合は増加傾向にあります。

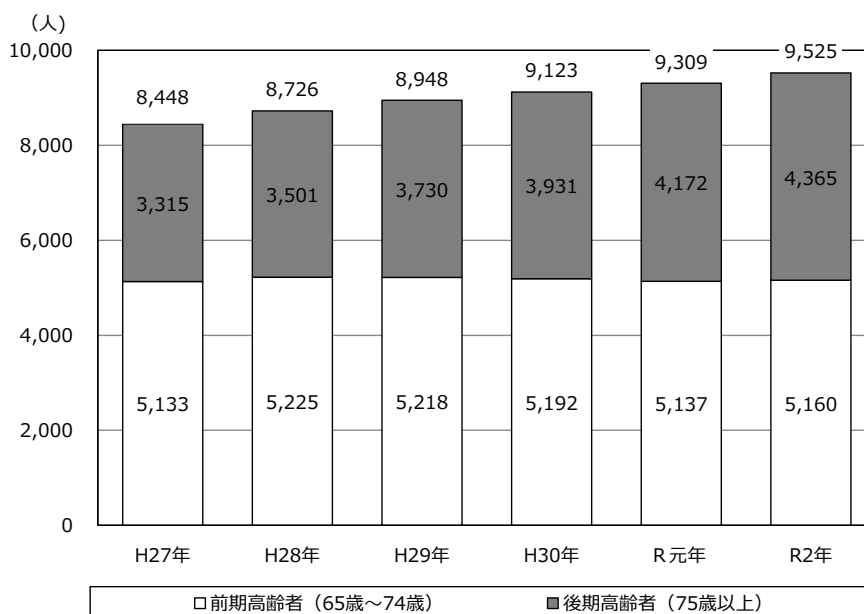
また、高齢者人口割合については、毎年 0.3 から 0.5 ポイントずつ増加しており、令和 2 年では 22.7%となっています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

③高齢者人口の推移

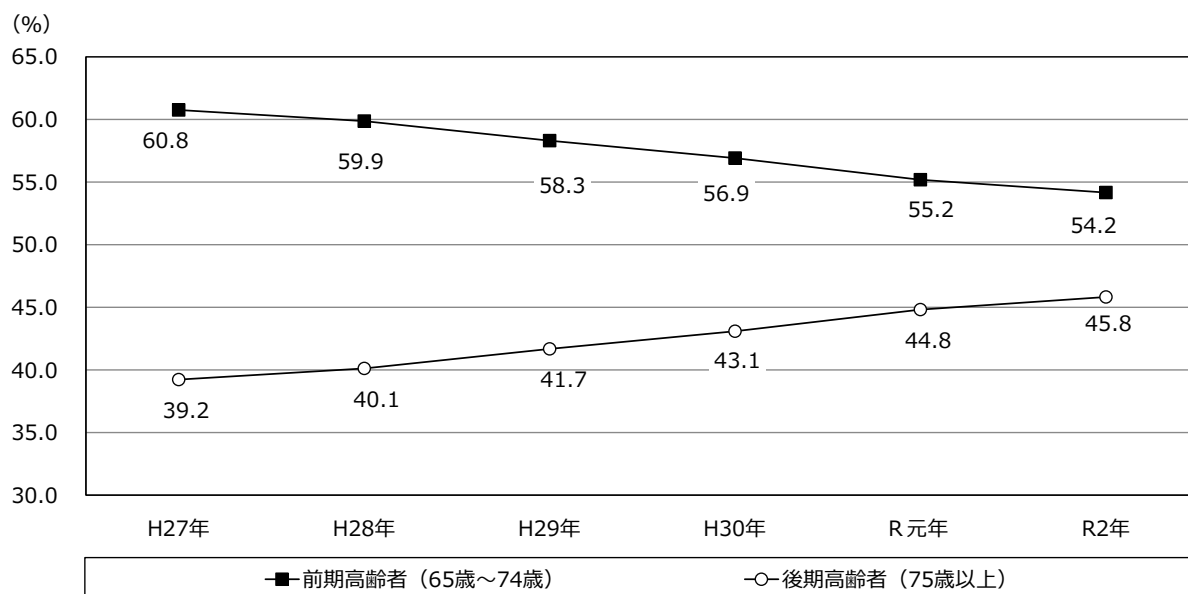
前期高齢者は、平成 27 年の 5,133 人と令和 2 年の 5,160 人を比較すると 27 人増加しており、後期高齢者は、平成 27 年の 3,315 人と令和 2 年の 4,365 人とは 1,050 人増加となっています。前期高齢者ではあまり人口変動はみられませんでした、後期高齢者は大幅に増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

④高齢者人口割合の推移

平成27年から令和2年までの高齢者人口割合の推移を前期・後期高齢者別でみると、それぞれ6.6ポイントの減少・増加となっており、年々割合の差が縮まっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

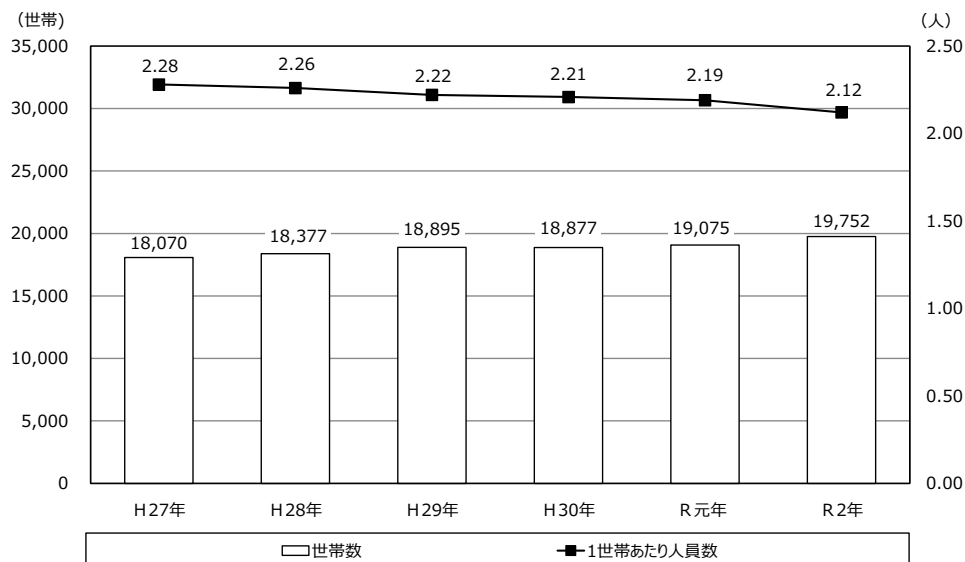


(2) 世帯数

①世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成 27 年の 18,070 世帯から令和 2 年の 19,752 世帯と約 1,700 世帯増加しており、平成 29 年から平成 30 年にかけて一旦減少に転じましたが、その後は増加しています。

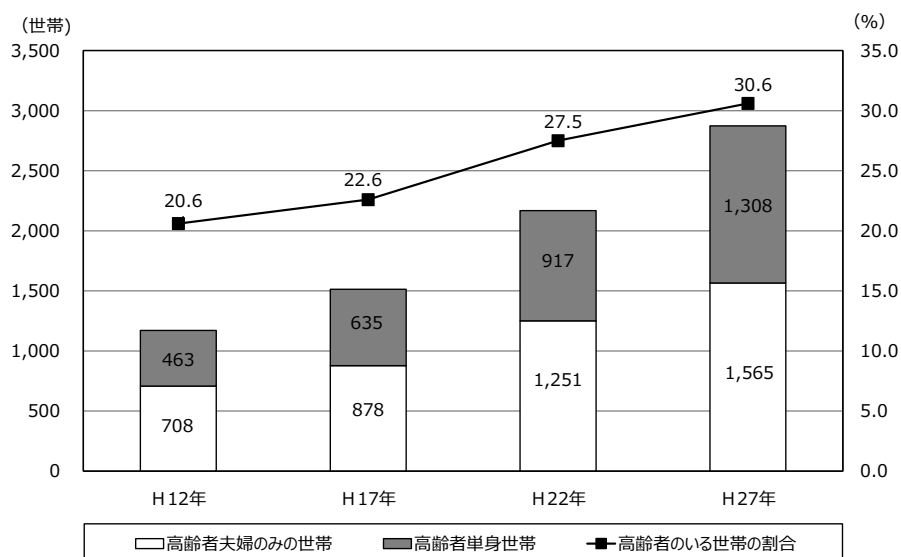
また、1 世帯あたりの人員数は年々減少傾向にあり、令和 2 年では 2.12 人となっています。



資料：群馬県移動人口調査（各年 10 月 1 日現在）

②高齢者世帯数の推移

高齢者世帯の推移を見ると、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者単身世帯ともに増加傾向にあります。平成 12 年から平成 27 年にかけて高齢者夫婦のみ世帯では 857 世帯、高齢者単身世帯は 845 世帯それぞれ増加しており、高齢者のいる世帯の割合では 10 ポイント増加しています。

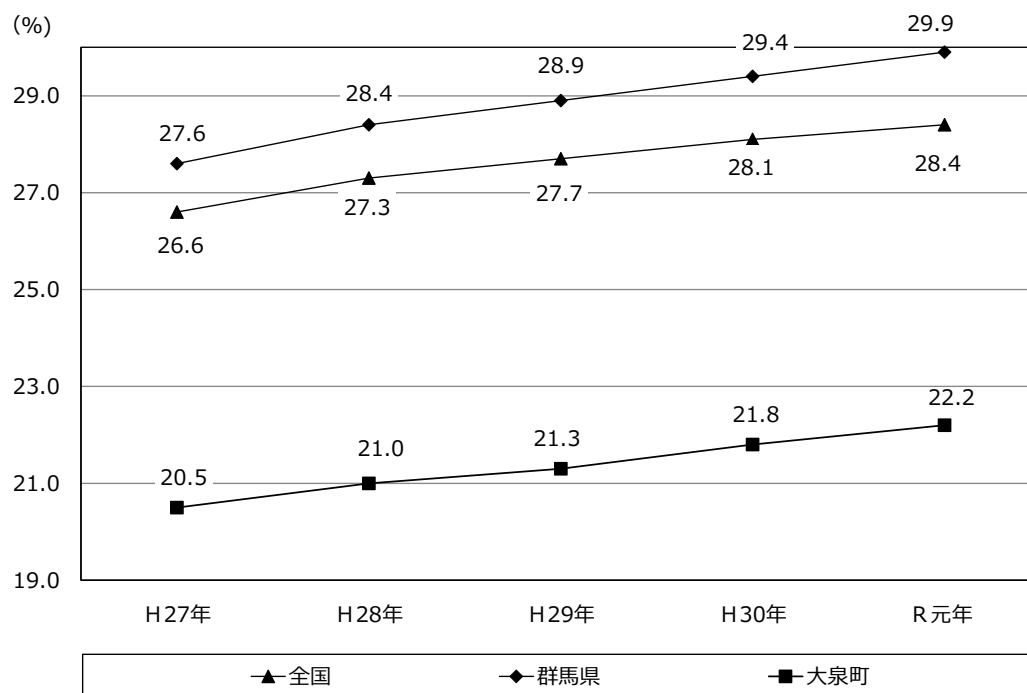


資料：国勢調査

(3) 国・県との比較

令和元年の高齢化率を国や県のデータと比較すると、全国よりも 6.2 ポイント、県よりも 7.7 ポイント低い数値となっています。

一方、年々高齢化が進んでいることについては、国・県とともに本町も同じ右肩上がりの傾向にあります。



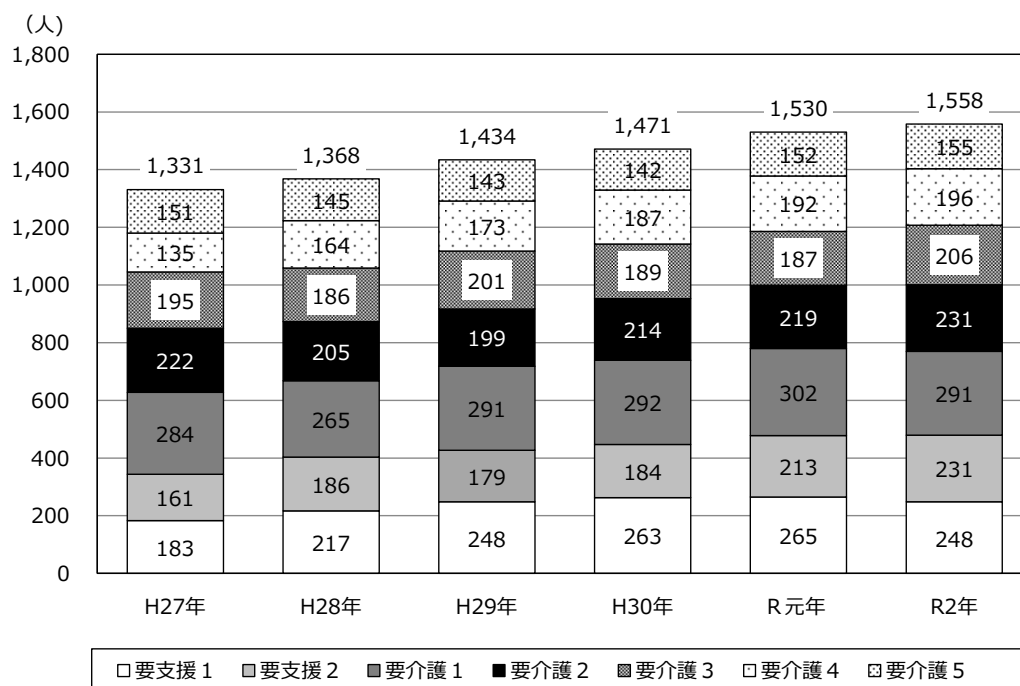
資料：国・県は総務省統計局人口推計、町は住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

2 介護保険サービスの状況

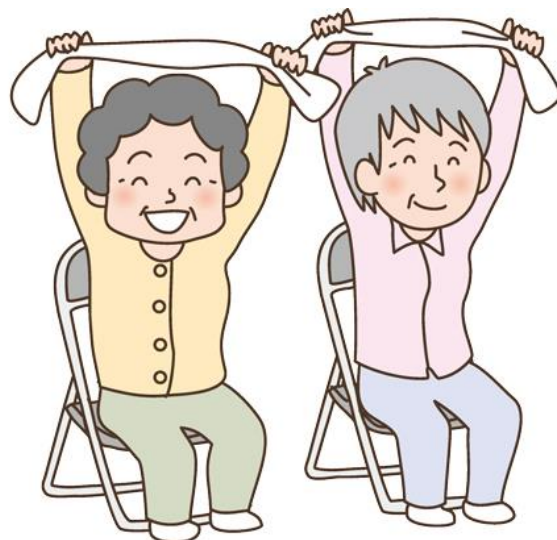
(1) 要支援・要介護認定者の推移（第2号被保険者含む）

要支援・要介護認定者数は、年々右肩上がりとなっており、平成27年と令和2年を比較すると227人増加しています。

介護度別の増減をみると、要支援1・要支援2の比較的軽度者が増加しています。



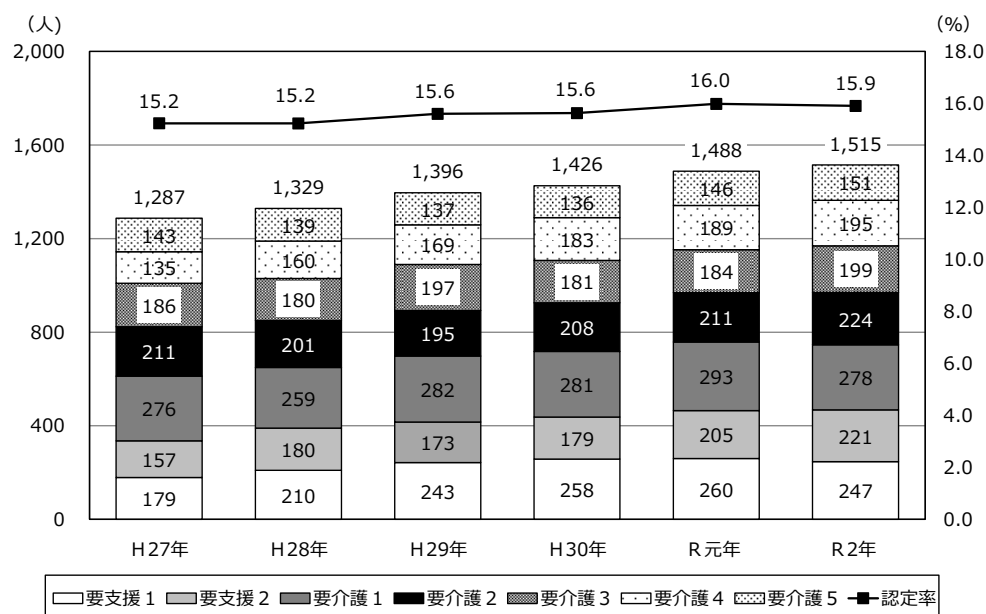
資料：厚生労働省「見える化」システム



(2) 要支援・要介護認定者の推移（第1号被保険者）

要支援・要介護認定者数のうち第1号被保険者の状況をみると、年々増加しており、平成27年の1,287人と令和2年の1,515人を比較すると228人増加しています。

また、認定率は増減を繰り返しており、平成27年から令和2年の6年間では、令和元年度が16.0%と最も高くなっています。

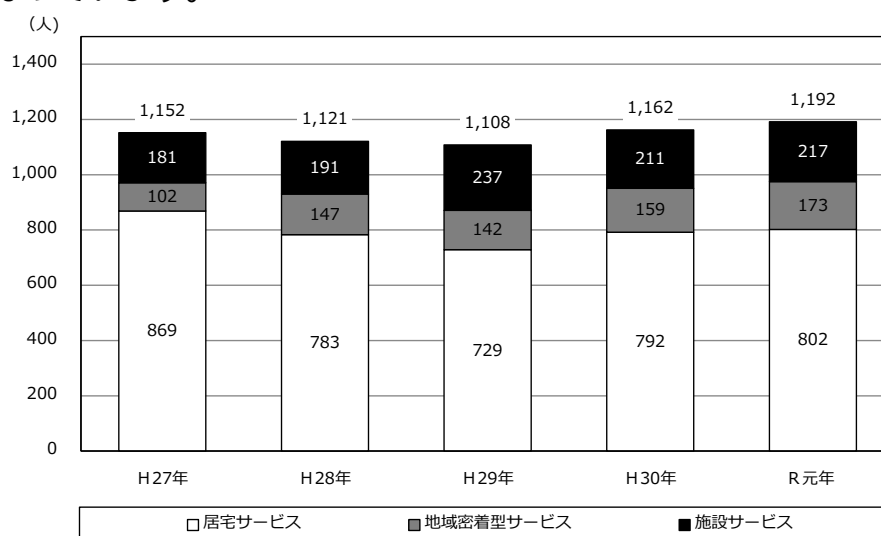


資料：厚生労働省「見える化」システム

(3) 介護保険サービス受給者数の推移

介護保険サービス受給者数の推移をみると、約1,200人で若干の増減があります。居宅サービスは800人前後の利用者で推移し平成29年が729人と最も少なくなっており、地域密着型サービスでは平成30年以降利用者が増加しています。

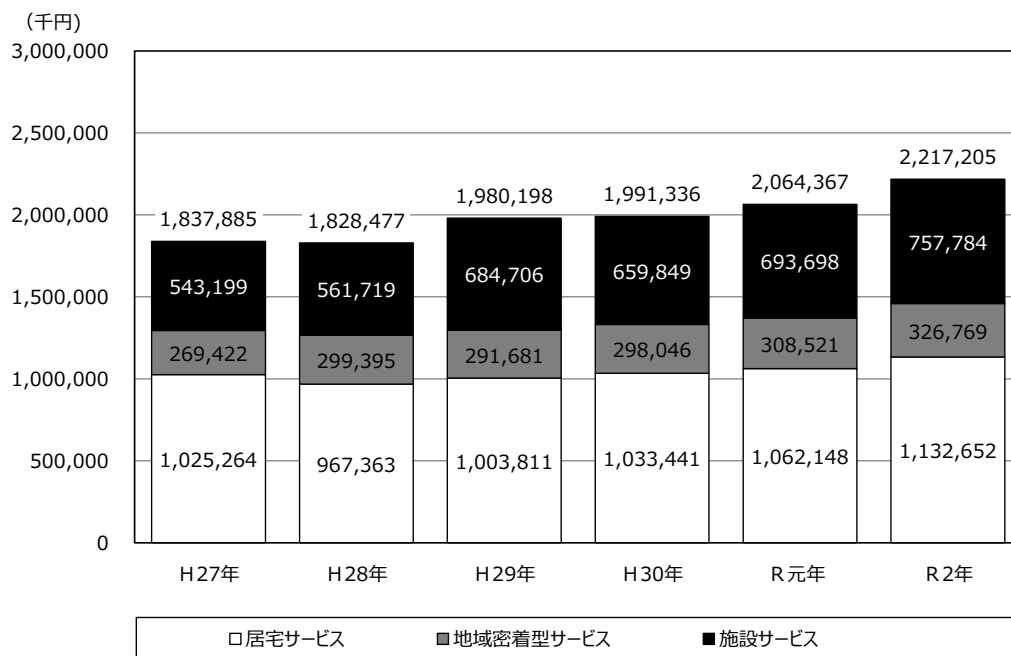
また、施設サービスでは200人程度の利用者で推移しており、平成29年が237人と最も多くなっています。



資料：介護保険事業状況報告

(4) 介護保険サービス給付費の推移

介護保険サービスの給付費をみると、平成 27 年の約 18 億円から令和 2 年の約 22 億円と約 4 億円増えており、平成 27 年から平成 28 年にかけては減少しているものの、平成 28 年からは年々増加しています。



資料：厚生労働省「見える化」システム



(5) 高齢者関連施設等の立地状況

町内には、高齢者福祉関連の公共施設として、高齢者福祉事業や介護保険事業及び地域福祉活動の拠点としての役割を担う「保健福祉総合センター」のほか、高齢者の交流等の場である「老人福祉センター」や「高齢者ふれあいセンター」（3か所）などがあります。文化・スポーツ施設としては、大ホールや展示ホールを備えた「大泉町文化むら」、勤労複合福祉施設「いずみの杜」があります。

また、民間の介護サービスの拠点として特別養護老人ホーム「大泉園」「あいの花」「あさひ」、老人保健施設「いずみの里」などの施設や事業所が立地しており、健康の維持・増進や、適切な介護保険サービスの提供が図られています。



大泉町内介護保険事業所一覧表

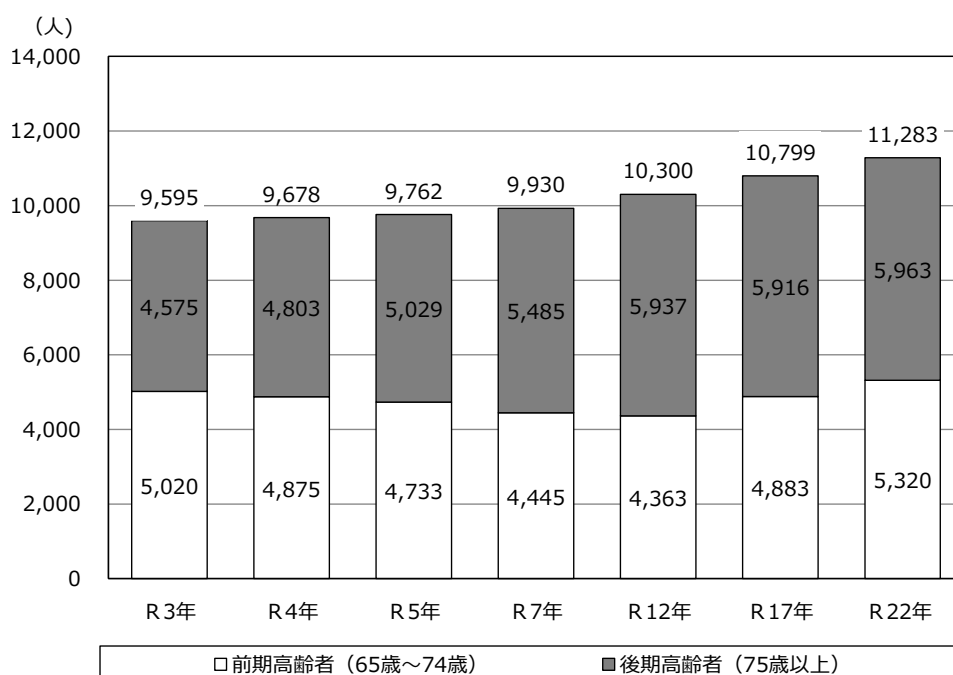
マップ 番号	事業所名	居宅 介護 支援	訪問 介護	訪問 看護	訪問 リハビ リテー ション	通所 介護	通所 リハビ リテー ション	短期 入所 生活 介護	短期 入所 療養 介護	福祉 用具 貸与	福祉 用具 販売	特定 施設 入居 者生 活介 護	介護 老人 福祉 施設	地域 密着 型介 護老 人福 祉施 設	介護 老人 保健 施設	小規 模多 機能 型居 宅介 護	認知 症対 応型 共同 生活 介護	認知 症対 応型 短期 利用 共同 生活 介護	サー ビス 付高 齢者 向け 住宅	住宅 型有 料老 人ホ ーム
①	愛	●	●			●		●												
②	あいの花					●		●					●							
③	あさひ(小規模多機能)															●				
	あさひ(特別養護老人ホーム)							●					●							
④	いずみの里	●					●		●						●					
⑤	うさぎ&かめれおん		●																	
⑥	大泉園	●	●			●		●					●							
⑦	大泉町社会福祉協議会	●																		
	大泉町地域包括支援センター	●																		
⑧	あんしんケア古氷の里																			●
⑨	ふるさとホーム大泉町					●													●	
⑩	在宅介護サービスことぶき		●																	
⑪	さぼてん	●	●																●	
⑫	さぼてんの花					●														
	長寿邸仙石																			●
⑬	サンスマイル		●																	
⑭	つどい古海Ⅰ・Ⅱ	●	●			●													●	
⑮	訪問看護ステーションつどい			●																
⑯	デイサービス リハビリ館					●														
⑰	フルハート	●																		
⑱	訪問介護センター心陽(こはる)		●																	
⑲	訪問介護センターたちばな	●	●																	
	Ya Hey SUN(やへいさん)					●														
⑳	マゼンタ	●	●			●		●		●	●	●								●
㉑	グループホームマゼンタ																●	●		
㉒	ケアステーションラクティ日の出		●							●	●									
	デイフィットラクティ					●														
㉓	和もとーな大泉		●			●														●
㉔	GIFT									●	●									
㉕	家族の家ひまわり大泉		●			●													●	
㉖	なでしこ訪問看護ステーション東毛			●																

3 計画対象者の予測

(1) 高齢者人口の推計

前期高齢者は、令和3年から令和5年までの計画期間中は微減傾向で、その後、令和12（2030）年までは、減少が見込まれるものの、令和22（2040）年までの中長期的推計では増加が見込まれます。

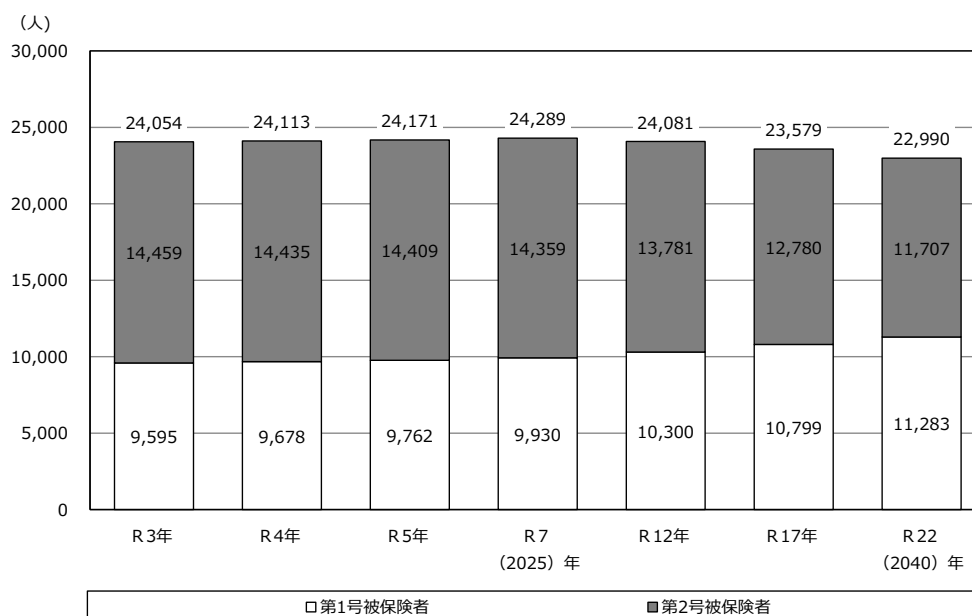
また、後期高齢者では、計画期間中は増加傾向で、令和22（2040）年までの中長期的推計では増減を繰り返すことが見込まれます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 被保険者数の推計

第1号及び第2号被保険者の被保険者数は、令和3年から令和5年までの計画期間中は微増傾向で、その後、団塊の世代のすべての人が75歳を迎える令和7（2025）年までは、増加が見込まれるものの、令和22（2040）年までの中長期的推計をみると、減少傾向となっています。

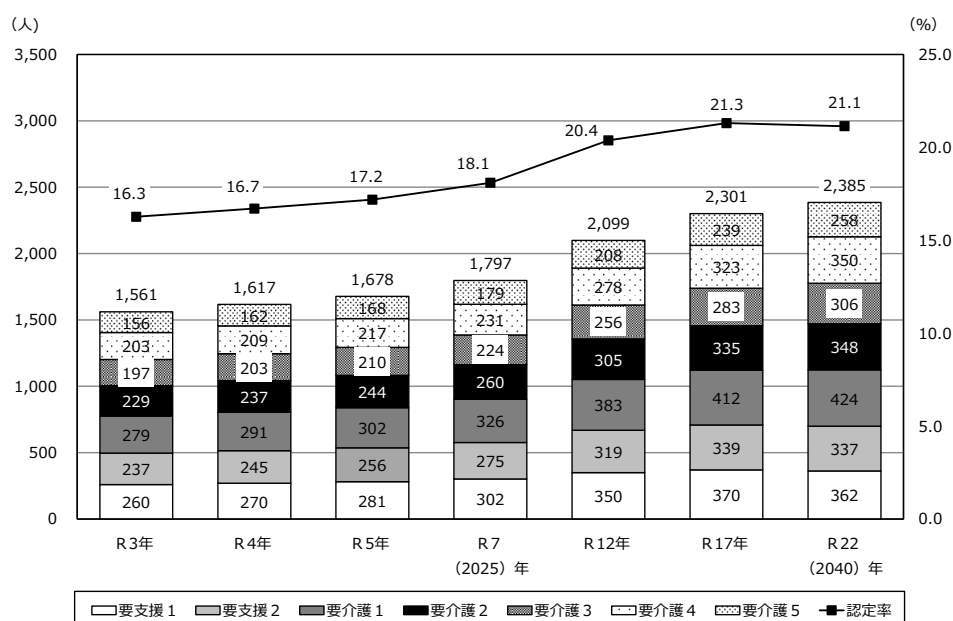


資料：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 要支援・要介護者数の推計

要支援・要介護者数の推計は令和3年から令和5年までの計画期間中、約100人程度の増加が見込まれ、団塊の世代のすべての人が75歳を迎える令和7（2025）年では約200人増加し1,800人程度となる見込みです。

また、令和22（2040）年までの中長期的推計においても、増加傾向であり、令和22（2040）年の認定率は、21%程度となると考えられます。



資料：厚生労働省「見える化」システム

4 第7期計画の進捗状況

(1) 人口・認定者数の実績

令和元年度の人口の推計値（第7期計画）と実績値の比較 (人)

項目	推計値	実績値	差
総人口	40,376	41,858	1,482
40～64 歳	14,325	14,285	▲40
65～69 歳	2,510	2,549	39
70～74 歳	2,598	2,588	▲10
前期高齢者（65～74 歳）計	5,108	5,137	29
75～79 歳	1,890	1,984	94
80～84 歳	1,141	1,150	9
85 歳以上	1,113	1,038	▲75
後期高齢者（75 歳以上）計	4,144	4,172	28
高齢者人口合計	9,252	9,309	57

資料：群馬県年齢別人口統計調査（10月1日現在）

令和元年度の要支援・要介護認定者の推計値（第7期計画）と実績値の比較 (人)

要介護度	推計値	実績値	差
要支援1	293	260	▲33
要支援2	198	205	7
要介護1	317	293	▲24
要介護2	210	211	1
要介護3	218	184	▲34
要介護4	190	189	▲1
要介護5	139	146	7
合計	1,565	1,488	▲77

資料：厚生労働省「見える化」システム

(2) 介護保険サービスの利用実績

サービス名称	単位	令和元年度		達成率 (%)
		計画値	実績値	
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	回	5,850.2	3,343.8	57.2%
②訪問入浴介護	回	114.1	47.0	41.2%
③訪問看護	回	1,128.0	865.1	76.7%
④訪問リハビリテーション	回	320.0	112.2	35.1%
⑤居宅療養管理指導	人	134	122	91.0%
⑥通所介護	回	5,271.4	4,266.0	80.9%
⑦通所リハビリテーション	回	789.8	731.7	92.6%
⑧短期入所生活介護	日	2,359.6	1,798.5	76.2%
⑨短期入所療養介護（老健）	日	390.4	98.1	25.1%
⑩短期入所療養介護（病院等）	日	0	0	—
⑪短期入所療養介護（介護医療院）	日	0	0	—
⑫福祉用具貸与	人	334	321	96.1%
⑬特定福祉用具購入費	人	17	4	23.5%
⑭住宅改修費	人	6	3	50.0%
⑮特定施設入居者生活介護	人	29	29	100.0%
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	1,179	—
②夜間対応型訪問介護	人	0	0	—
③地域密着型通所介護	回	469.3	636.3	135.6%
④認知症対応型通所介護	日	0	0	—
⑤小規模多機能型居宅介護	人	26	15	57.7%
⑥認知症対応型共同生活介護	人	45	41	91.1%
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	—
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	29	29	100.0%
⑨看護小規模多機能型居宅介護	人	0	0	—
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	人	145	135	93.1%
②介護老人保健施設	人	80	74	92.5%
③介護療養型医療施設	人	14	3	21.4%
④介護医療院	人	0	3	—
(4) 居宅介護支援	人	621	586	94.4%

資料：厚生労働省「見える化」システム（1か月あたり）

サービス名称	単位	令和元年度		達成率 (%)
		計画値	実績値	
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	回	0	0	—
②介護予防訪問看護	回	200.1	203.7	101.8%
③介護予防訪問リハビリテーション	回	20.0	25.3	126.5%
④介護予防居宅療養管理指導	人	9	12	133.3%
⑤介護予防通所リハビリテーション	人	44	33	75.0%
⑥介護予防短期入所生活介護	日	9.2	12.6	137.0%
⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	日	3.9	0	0.0%
⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	日	0	0	—
⑨介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日	0	0	—
⑩介護予防福祉用具貸与	人	104	88	84.6%
⑪特定介護予防福祉用具購入費	人	2	1	50.0%
⑫介護予防住宅改修費	人	2	3	150.0%
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	人	11	4	36.4%
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	人	0	0	—
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	2	4	200.0%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	—
(3) 介護予防支援	人	114	129	113.2%

資料：厚生労働省「見える化」システム（1か月あたり）

5 アンケート調査結果からみえる課題

(1) アンケート調査結果概要

本町の高齢者を対象に、高齢者の要望や生活の状況を把握し、本計画策定のための基礎資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。その調査結果を一部抜粋して掲載します。

①調査の種類・対象者・実施期間

調査種類	調査対象	調査実施期間
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	65 歳以上の町民のうち、要支援者、事業対象者、要介護認定を受けていない人	令和 2 年 1 月 24 日～ 令和 2 年 2 月 28 日
在宅介護実態調査	65 歳以上の町民のうち、在宅で生活し、要介護認定を受けている人	令和元年 12 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日
介護人材実態調査	町内の介護サービス事業所	令和元年 12 月 12 日～ 令和 2 年 2 月 14 日
居所変更実態調査	町内の施設・居住系サービス事業所	令和元年 12 月 12 日～ 令和 2 年 2 月 14 日
在宅生活改善調査	町内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所	令和元年 12 月 12 日～ 令和 2 年 2 月 14 日

②配布・回収結果

調査種類	配布数 (通)	有効回収数 (通)	有効回収率 (%)
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	1,000	654	65.4
在宅介護実態調査	443	337	76.1
介護人材実態調査	44	39	88.6
居所変更実態調査	15	12	80.0
在宅生活改善調査	10	10	100.0

(2) アンケート調査結果抜粋

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

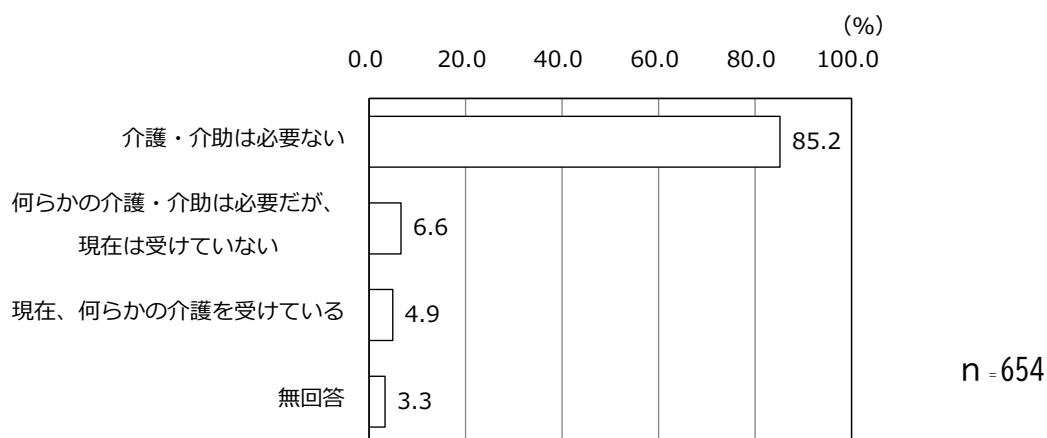
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者の日常生活の状況を把握することを目的として実施しました。この調査は、同様の内容で平成28年度にも実施しました。

▶あなた自身について

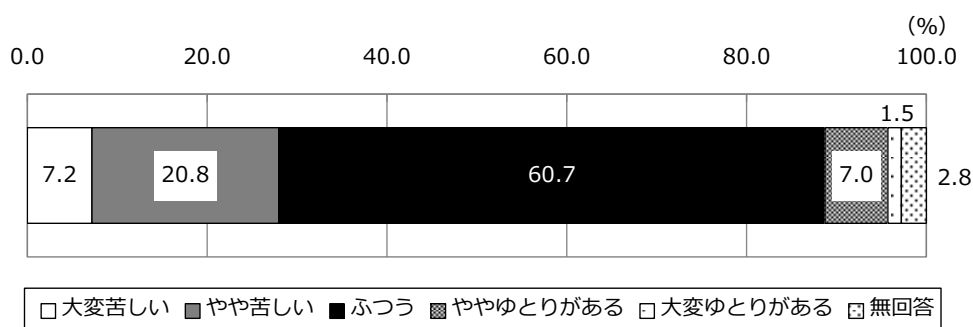
介護の必要性については、約8割の人が「介護・介助は必要ない」と回答しています。

現在の経済的な暮らしの状況では、約3割の人が「苦しい」と回答しており、半数以上の人々が「普通」と回答しています。

【介護の必要性】



【現在の経済的な暮らしの状況】

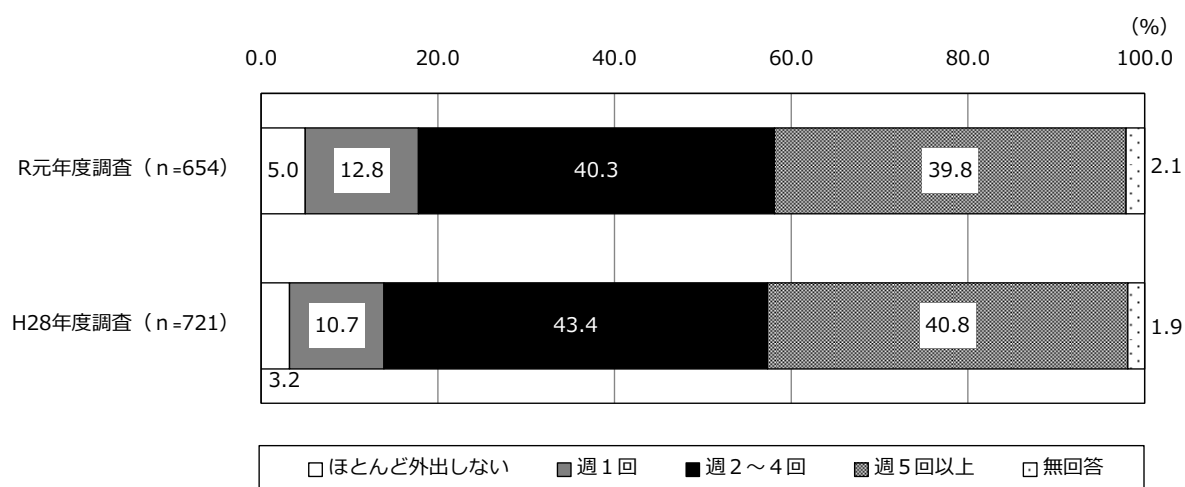


▶外出について

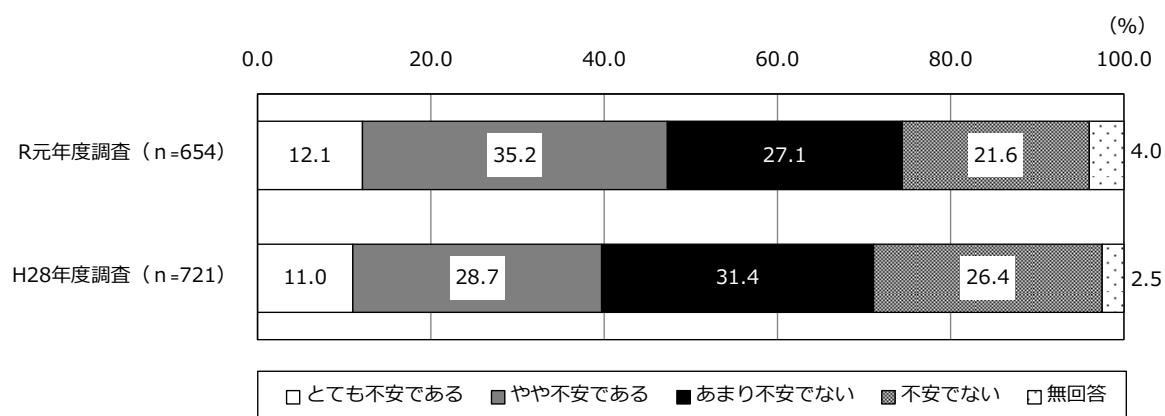
外出の頻度については、「週2～4回」・「週5回以上」がともに約4割となっており、ほとんどの人が外出していることがうかがえますが、平成28年度調査と比較すると、外出の頻度がやや低くなっています。

また、転倒に対する不安については、約5割の人が不安を感じており、平成28年度調査と比較すると、不安を感じている割合は上昇しています。

【外出の頻度】



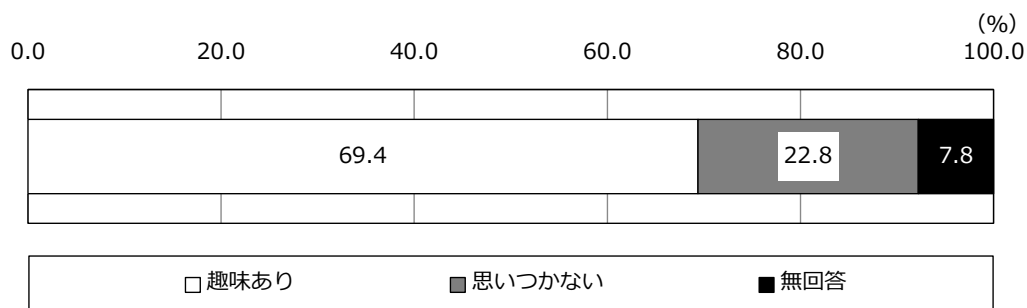
【転倒に対する不安】



▶趣味について

趣味の有無については、趣味を持っている人は約7割となっています。

【趣味の有無】

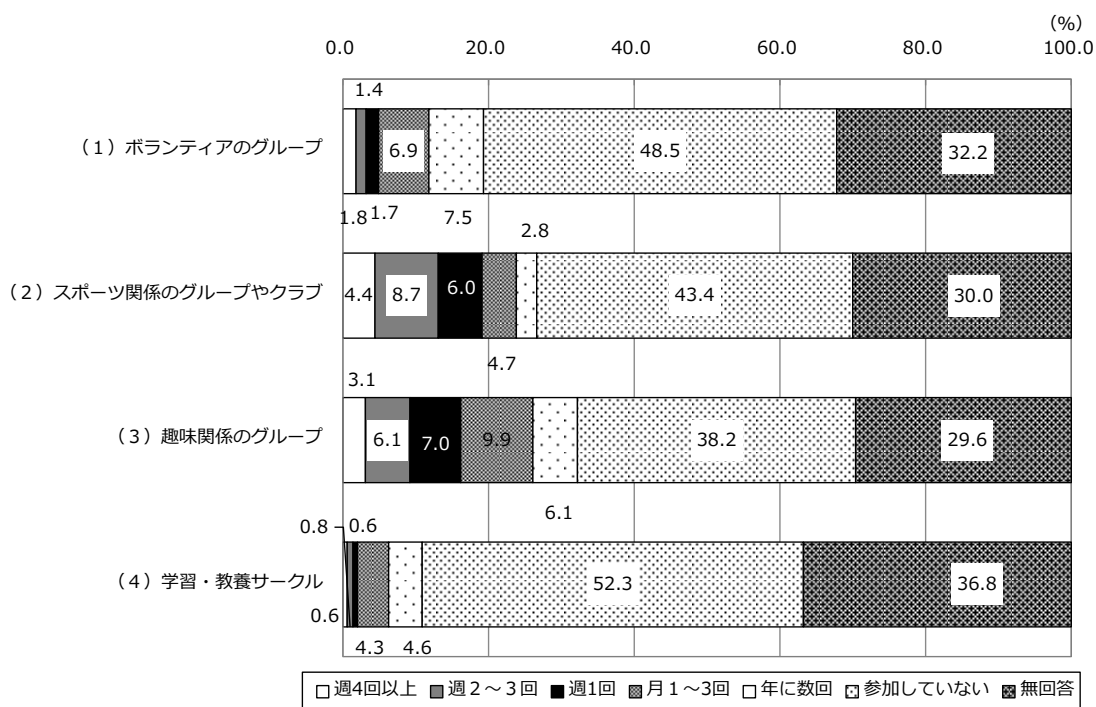


n = 654

▶地域での活動

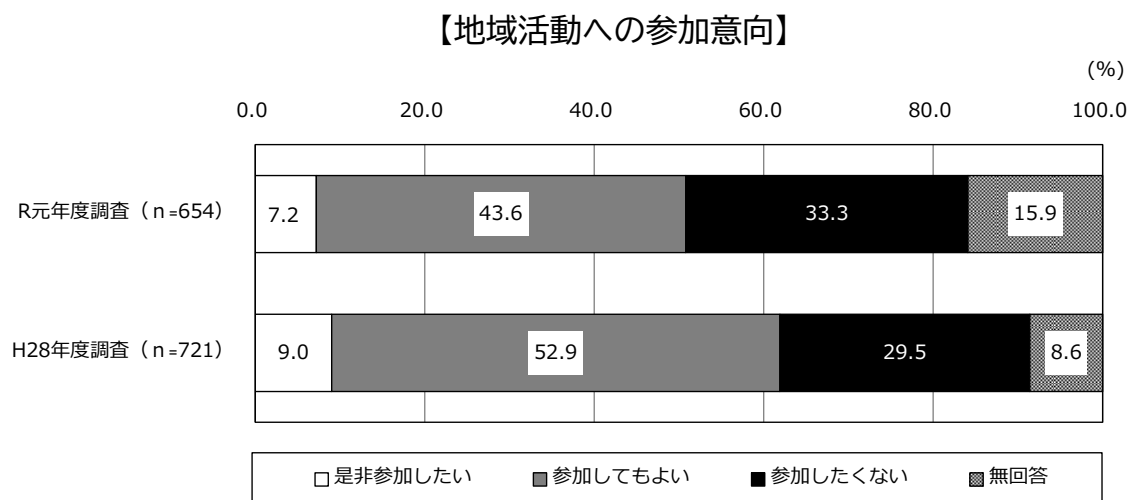
地域活動への参加状況については、どの項目においても、「参加していない」が最も多くなっています。参加頻度が多くなっているのは、趣味関係のグループ及びスポーツ関係のグループやクラブとなっています。

【地域活動への参加】



n = 654

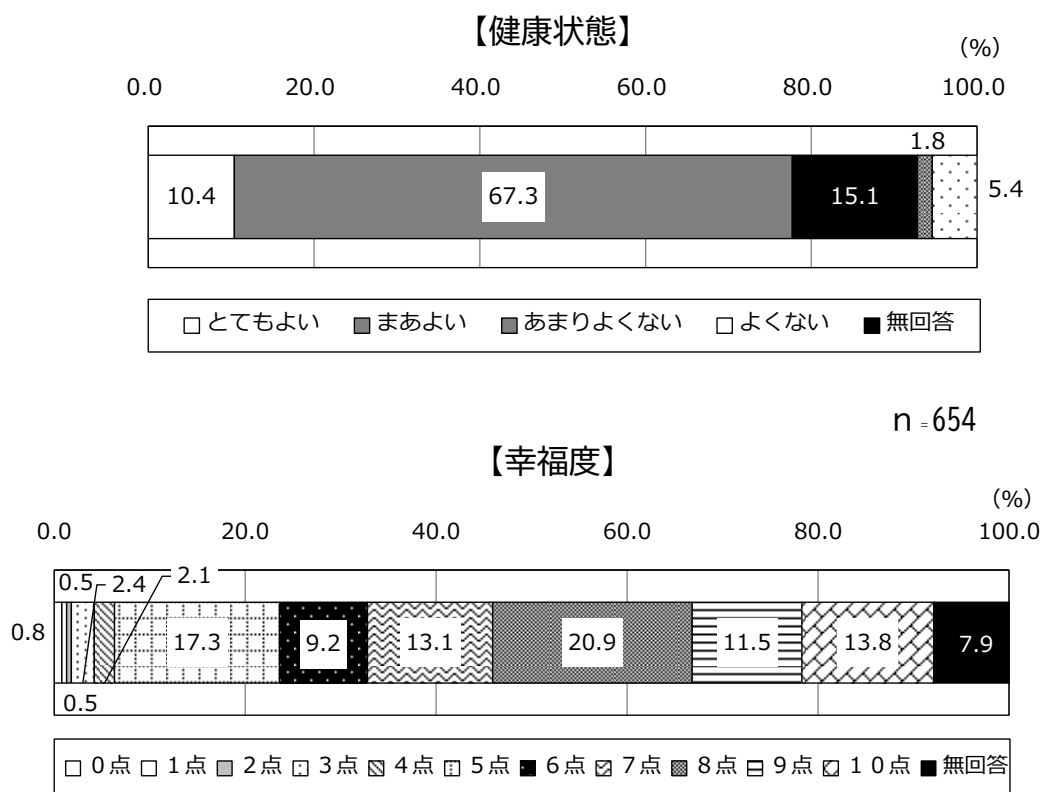
地域活動への参加意向は「是非参加したい」・「参加してもよい」が約5割、「参加したくない」が約3割でした。平成28年度調査と比較すると、令和元年度調査では「是非参加したい」・「参加してもよい」がやや減少し、地域活動への参加について消極的になっている状況がみられます。



▶健康状態や幸福度

健康状態について、約8割の人の健康状態は、おおむねよいことが見てとれます。

また、幸福度では、10点満点で評価したうち、5点以上が8割以上、8点以上でも約5割となっています。

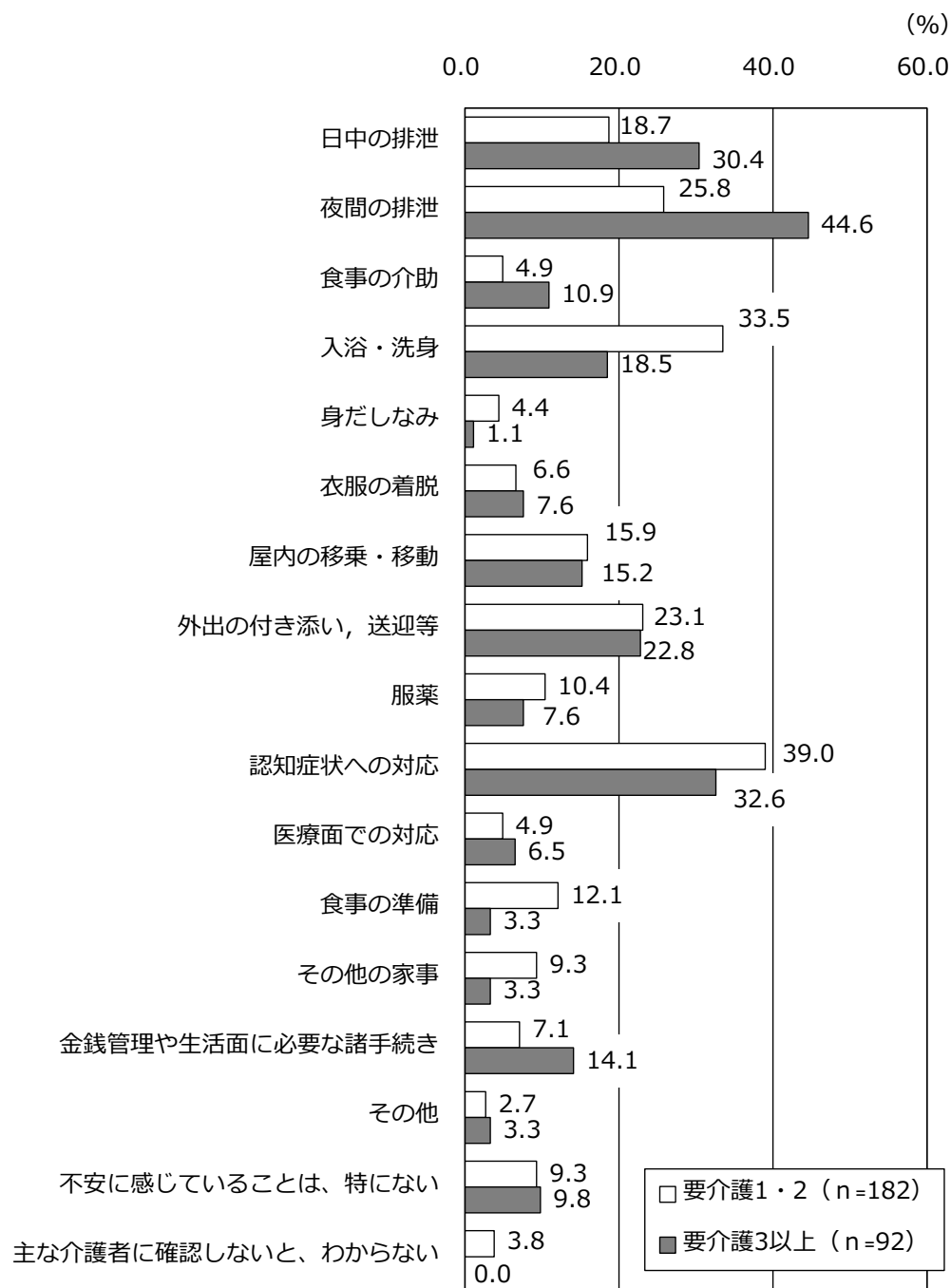


②在宅介護実態調査

在宅介護実態調査は、「高齢者の在宅生活」と「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

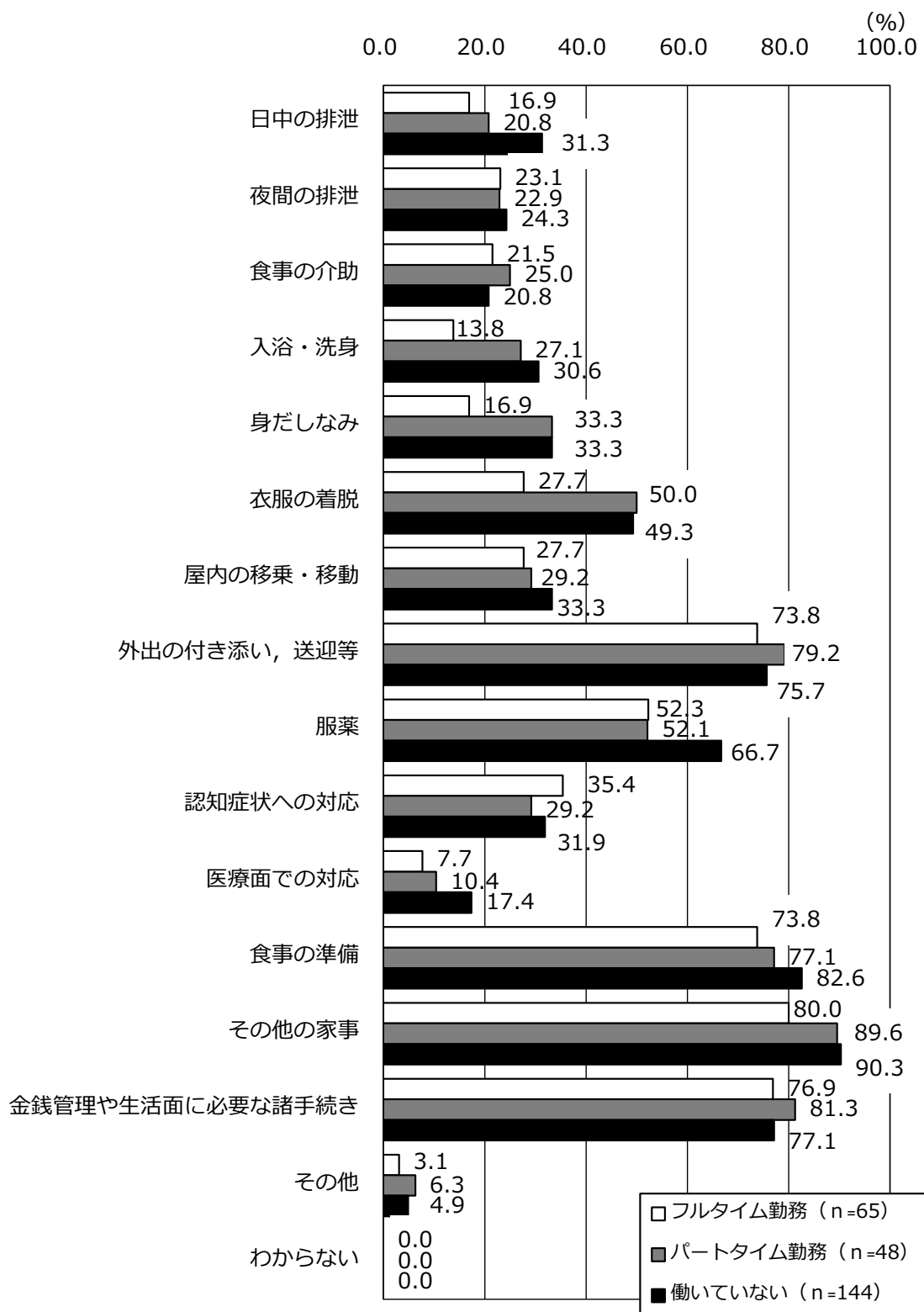
▶介護度別にみた介護者が不安に感じる介護

介護者が不安に感じる介護を介護度別にみると、要介護1・2では「認知症状への対応」、要介護3以上では「夜間の排泄」が最も多くなっています。



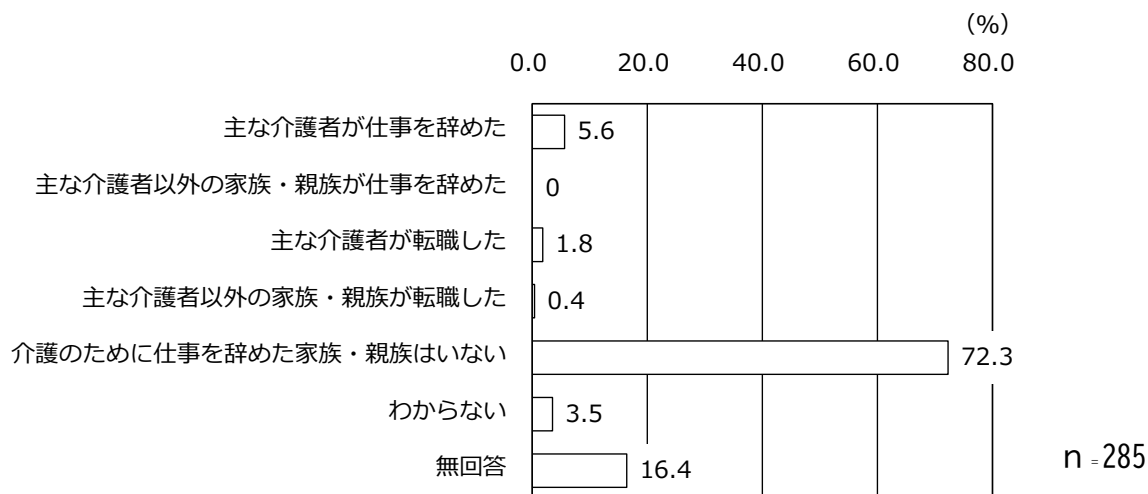
▶就労別にみた介護者が行っている介護

就労別にみた介護者が行っている介護をみると、フルタイム勤務、パートタイム勤務及び働いていないの介護者はともに、「その他の家事」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「食事の準備」、「外出の付き添い」、「送迎」等の回答が多くなっています。



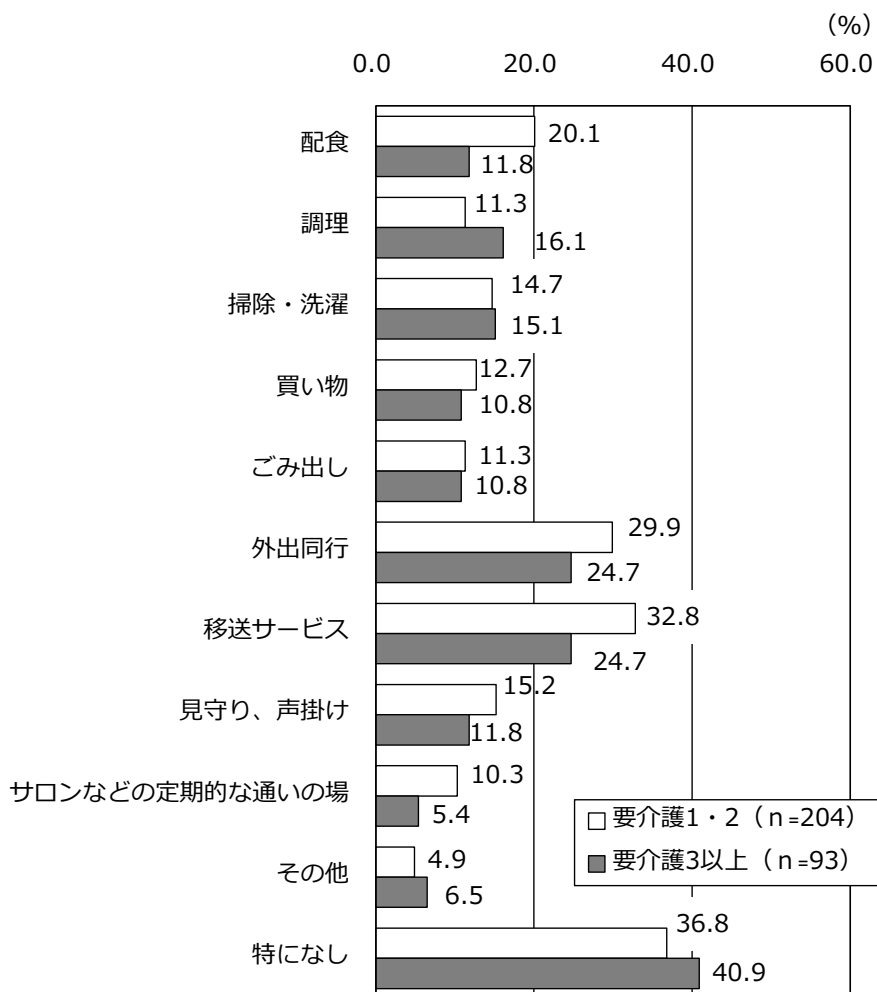
▶介護離職について

介護離職については、約7割の人が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。



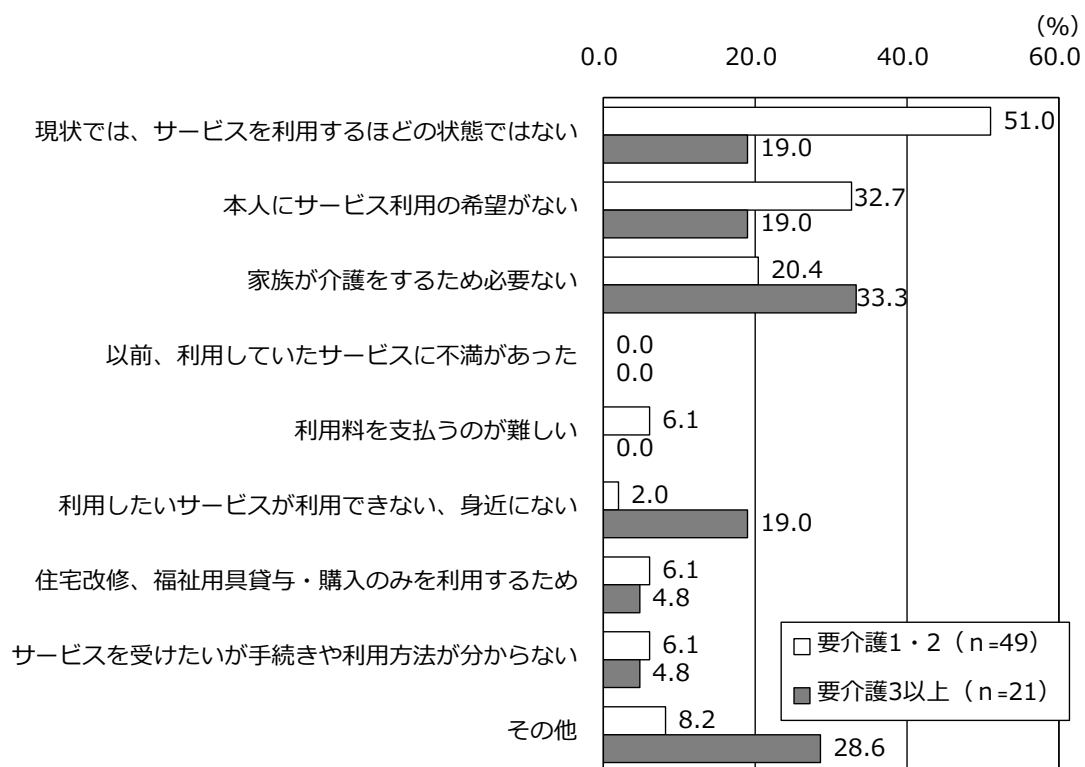
▶介護度別にみた在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスを介護度別にみると「移送サービス」や「外出同行」の回答が多くなっています。



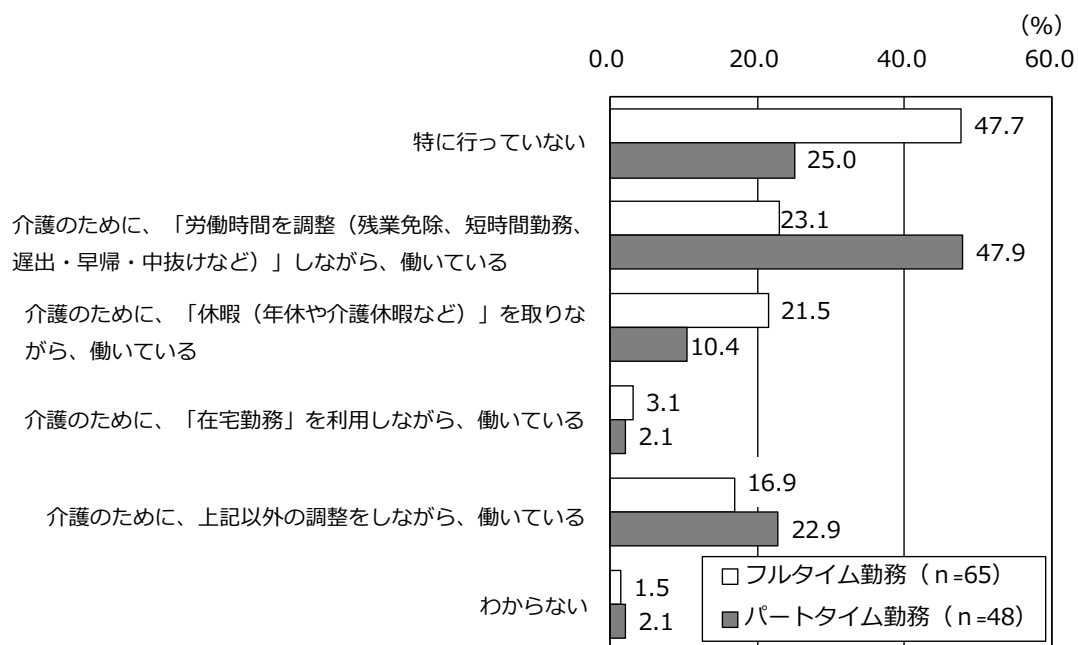
▶介護度別にみたサービス未利用の理由

サービス未利用の理由をみると、要介護1・2では「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が最も多くなっていますが、要介護3以上になるとその割合は減少しています。



▶介護者の働き方の調整

介護者の働き方の調整の有無では、フルタイム勤務者においては、「特に行っていない」の割合が最も多くなっている一方で、パートタイム勤務者では、「労働時間を調整しながら働いている」の割合が多くなっています。

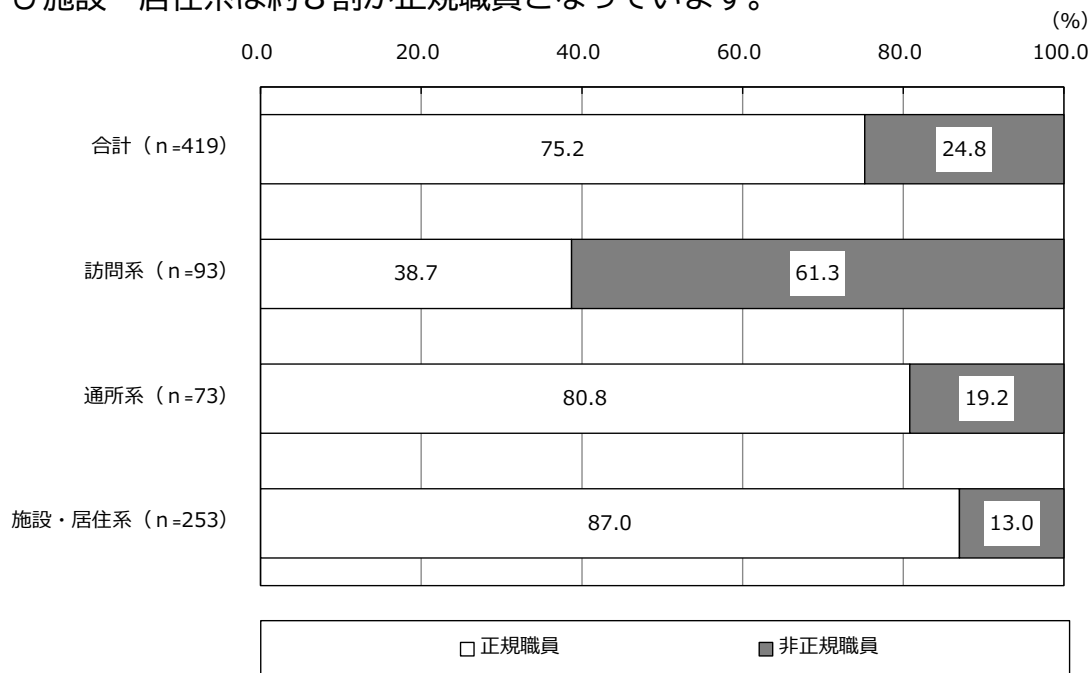


③介護人材実態調査・在宅生活改善調査

介護人材実態調査については、本町の介護人材の確保対策の基礎資料とするため、また、在宅生活改善調査については、要介護者等の在宅生活維持の困難理由について把握するため、実施しました。

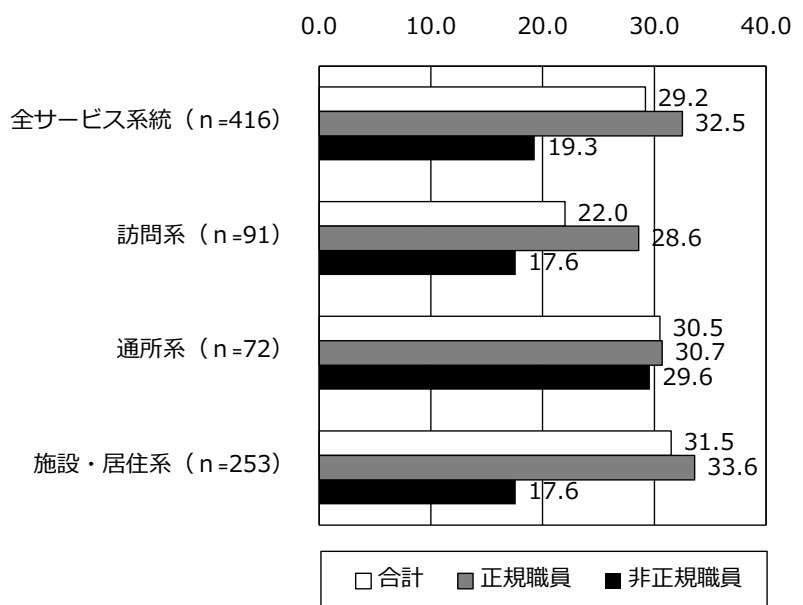
▶サービス別の勤務形態（介護人材実態調査）

サービス別の勤務形態では、訪問系は非正規職員の割合が多くなっており、通所系及び施設・居住系は約8割が正規職員となっています。



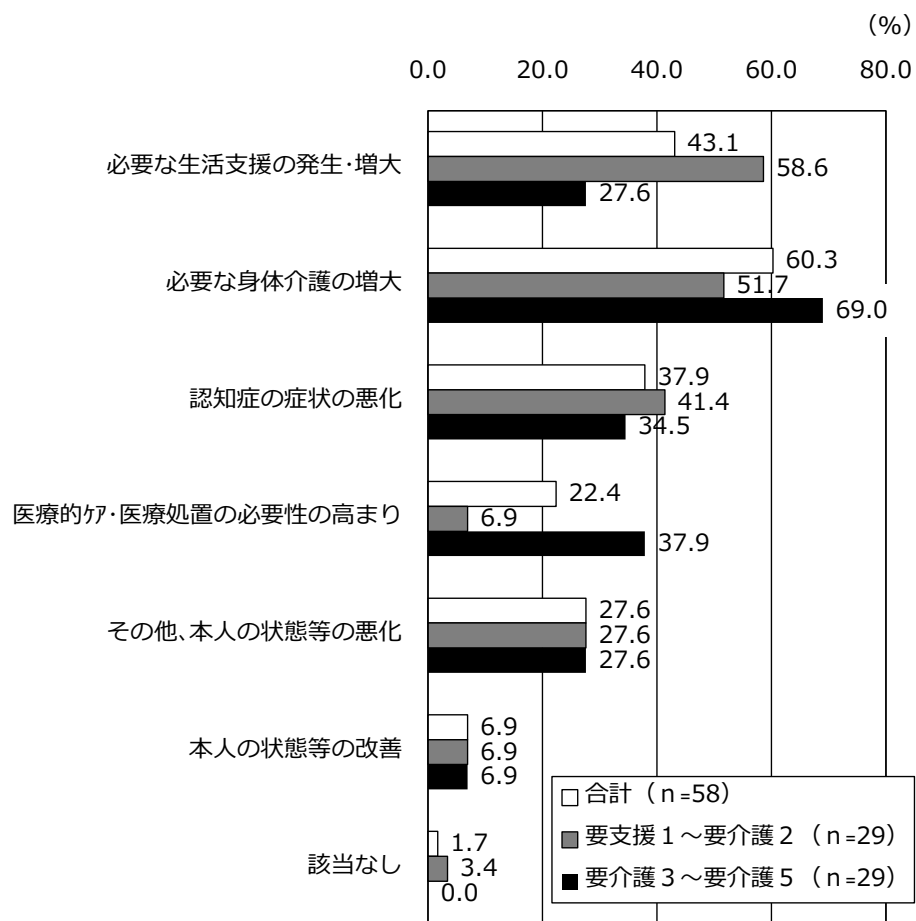
▶職員1人あたりの1週間の勤務時間（介護人材実態調査）

職員1人あたりの1週間の勤務時間は、正規職員では施設・居住系が最も多く 33.6 時間、非正規職員では通所系で 29.6 時間となっています。



▶生活の維持が難しくなっている理由（在宅生活改善調査）

生活の維持が難しくなっている理由について、要支援１～要介護２では「必要な生活支援の発生・増大」が約６割と最も高く、要介護３～要介護５では「必要な身体介護の増大」が約７割となっています。



④見える化システムにおける現状分析

平成 28 年度の第 7 期計画策定時の調査結果と、令和元年度に実施した第 8 期計画策定のための調査結果を比較し、各リスクの経年変化をみたものです。

以下に示す経年変化は、厚生労働省が運用する地域包括ケア「見える化」システムに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をアップロードすることによって、算出された数値を整理及びグラフ化し、該当項目における経年変化を追ったものです。

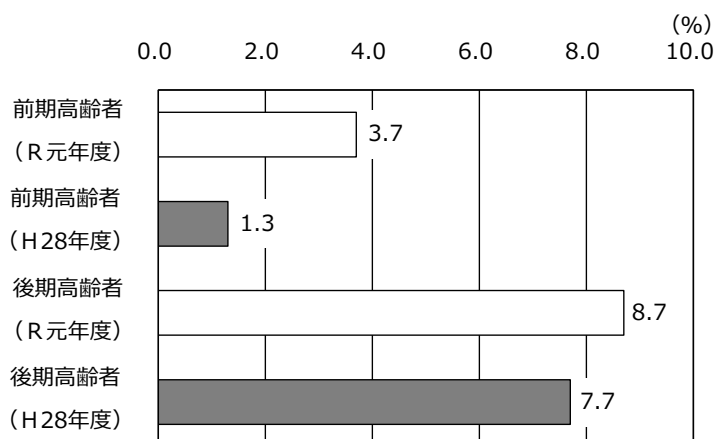
▶運動器機能リスク

下記の設問について、該当する選択肢を回答した方を 1 点として合計し、3 点以上を運動器機能低下のリスク該当者としています。

設問名	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「できない」
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「できない」
15 分位続けて歩いていますか	「できない」
この 1 年間に転んだことがありますか	「何度もある」または 「1 度ある」
転倒に対する不安は大きいですか	「とても不安である」または「やや不安である」

前期高齢者では 2.4 ポイント増加しており、後期高齢者では 1 ポイント増加しています。

【運動器機能リスク該当者の割合】

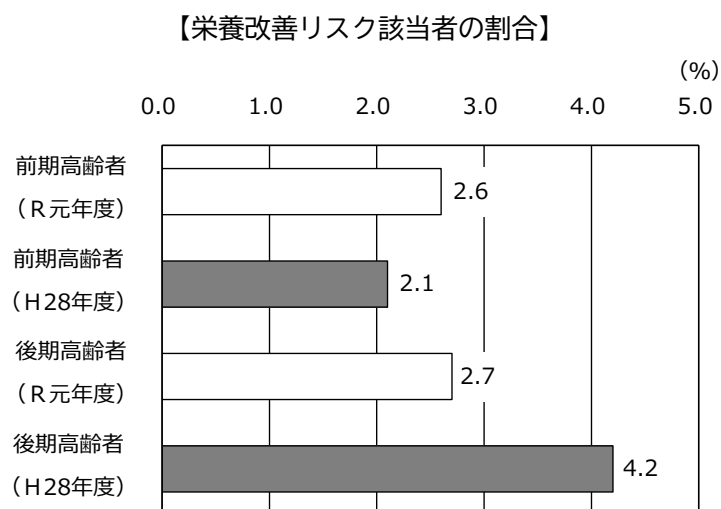


▶栄養改善リスク

下記の設問について、以下の回答をした方を栄養改善のリスク該当者としています。

設問名	該当する選択肢
BMI（身長と体重から算出）	18.5 未満

前期高齢者では 0.5 ポイント増加しており、後期高齢者では 1.5 ポイント減少しています。

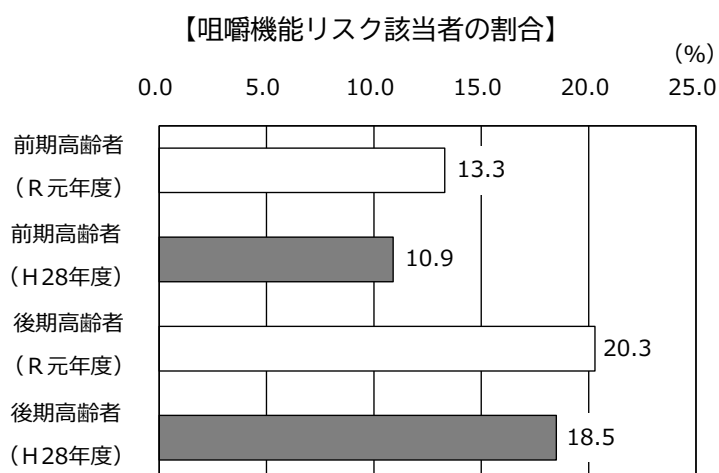


▶^{そしゃく}咀嚼機能リスク

下記の設問について、以下の回答をした方を咀嚼機能のリスク該当者としています。

設問名	該当する選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「はい」

前期高齢者では 2.4 ポイント増加しており、後期高齢者では 1.8 ポイント増加しています。

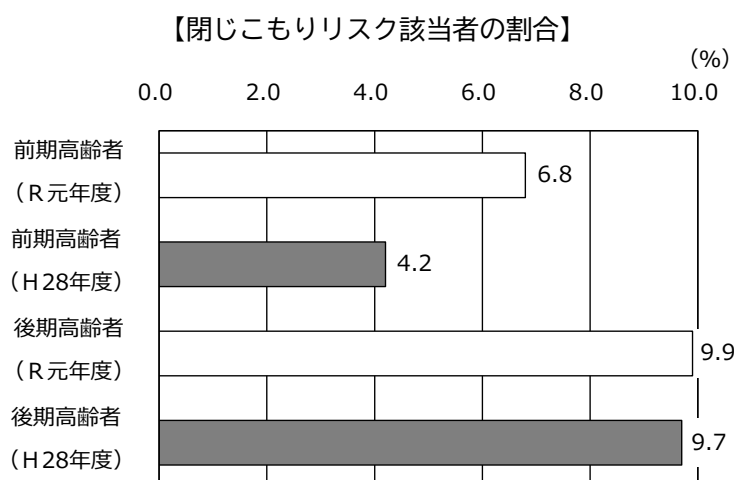


▶閉じこもりリスク

下記の設問について、以下の回答をした方を閉じこもりのリスク該当者としています。

設問名	該当する選択肢
週に1回以上は外出していますか	「ほとんど外出していない」または「週1回」

前期高齢者では 2.6 ポイント増加しており、後期高齢者では 0.2 ポイント増加しています。

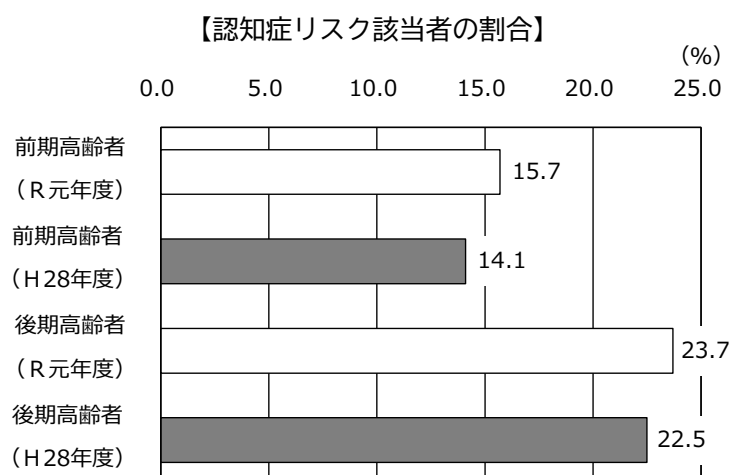


▶認知症リスク

下記の設問について、以下の回答をした方を認知症のリスク該当者としています。

設問名	該当する選択肢
物忘れが多いと感じますか	「はい」

前期高齢者では 1.6 ポイント増加しており、後期高齢者では 1.2 ポイント増加しています。

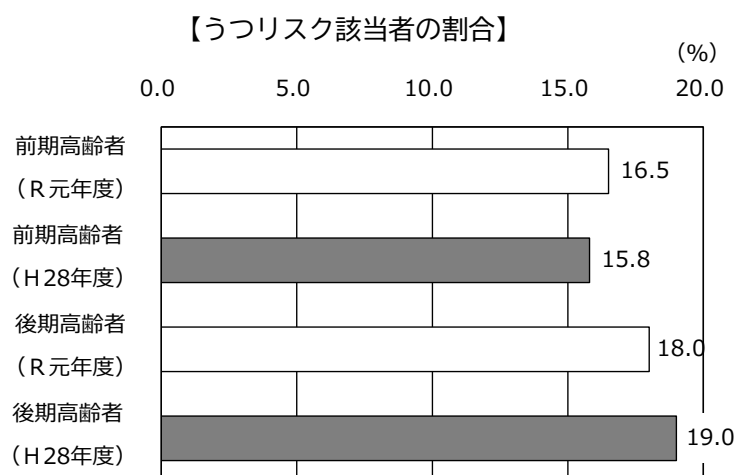


▶うつリスク

下記の設問について、いずれか1つでも該当する選択肢を回答した方をうつリスク該当者としています。

設問名	該当する選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	「はい」
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	「はい」

前期高齢者では0.7ポイント増加しており、後期高齢者では1ポイント減少しています。

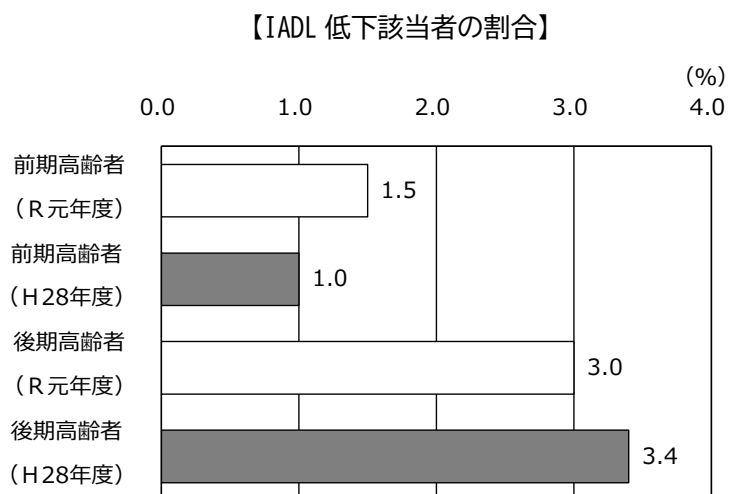


▶手段的日常生活動作（IADL）が低い高齢者

下記の設問について、該当する選択肢を回答した方を1点として合計5点満点で評価し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」とした上で、4点以下を“低下者”に該当することとしました。

設問名	該当する選択肢
バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）	「できるし、している」、 「できるけどしていない」
日用品の買物をしていますか	「できるし、している」、 「できるけどしていない」
自分で食事の用意をしていますか	「できるし、している」、 「できるけどしていない」
請求書の支払いをしていますか	「できるし、している」、 「できるけどしていない」
預貯金の出し入れをしていますか	「できるし、している」、 「できるけどしていない」

前期高齢者では0.5ポイント増加しており、後期高齢者では0.4ポイント減少しています。

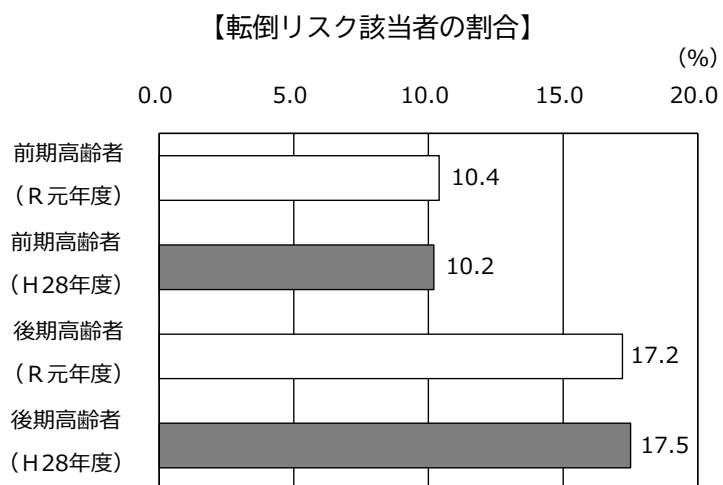


▶転倒リスク

下記の設問について、以下の回答をした方を転倒リスクの該当者としています。

設問名	該当する選択肢
この1年間に転んだことがありますか	「何度もある」または 「1度ある」

前期高齢者では 0.2 ポイント増加しており、後期高齢者では 0.3 ポイント減少しています。



(3) 大泉町の高齢者を取り巻く課題

課題1 健康づくりや介護予防の推進

本町は、国や県と比べると高齢化率の低い自治体となっています。その中で、高齢者一人ひとりが、健康で生きがいをもって暮らすためには、心身の健康づくりや介護予防に日常的に取り組むことが重要です。

アンケート調査結果をみると、約8割の人は自身の健康状態について「良い」と回答していますが、外出をあまりしていない人や、転倒に対する不安が高い人も見受けられます。

また、各リスクの経年変化をみても、相対的にリスク該当者の割合は高くなっています。

今後は、日頃から取り組める心身の健康づくり活動や人と人とのつながりを通じて介護予防が図られる地域づくりを推進するとともに、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な健康相談、健康指導を始めとする健康づくりへの支援、また、各種介護予防事業の充実や生活習慣病の重度化防止を図ることが課題です。

課題2 社会参加の促進と多様な生きがいの創出

高齢者が身近な方と会話をし、趣味の時間を楽しむ、また特技を活かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大きな要素です。高齢者が、自分らしくいきいきと暮らし続けられる地域づくりのためには、個々の経験を活かしながら社会参加の機会を充実させることが重要です。

アンケート調査結果をみると、趣味やスポーツに関連した活動に参加している人が一定数みられた一方、約半数の人が参加していないと回答しました。

今後は、高齢者が近所の方と交流する機会づくりを進めるとともに、気軽に外出できる環境整備や高齢者自身が地域で支援が必要な高齢者の支え手となるなど、高齢者の社会参加・生きがいの促進が課題です。

課題3 在宅での生活を支援する体制づくり

高齢者が住み慣れた地域において、できる限り自宅で暮らしていくためには、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築が必要です。

アンケート調査結果によると、介護者が不安に感じている介護では、軽度者では「認知症状への対応」、重度者では「夜間の排泄^{せつ}」が多くなっています。

また、介護離職については、ほとんどの人が「ない」と回答していますが、何らかの形で働き方を調整しながら勤務している人も見受けられるため、介護者の負担を軽減し、支えていく仕組みづくりを検討していく必要があります。

今後は、地域の介護・医療の関係機関の連携体制の強化、地域密着型サービス等の在宅生活を支えるサービス提供体制の確保、介護者の高齢化も視野に入れた体制づくりが課題です。

課題4 高齢者を地域全体で見守る体制づくり

地域包括ケアシステムでは、医療と介護と福祉の連携だけでなく、地域住民による地域の見守りの力が大切な要素となります。高齢化率の上昇により、認知症高齢者数の増加も懸念される中、認知症予防の取り組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めていくことが必要になっています。

アンケート調査結果における認知症リスク該当者は、平成28年度調査と令和元年度調査を比較すると上昇していることがみてとれ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の更なる増加も見込まれます。

今後は、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等が連携して、認知症などで手助けを必要とする高齢者を地域全体で見守り、支える仕組みをさらに充実させていくことや、成年後見制度の内容の周知や活用の方法を町民に知らせていくことが必要です。

また、外国人高齢者の増加も見込まれるため、外国人高齢者世帯への施策が課題です。

第3章 計画の基本理念と基本的方向

1 計画の基本理念

本町ではこれまで、高齢者を取り巻く状況を踏まえ、高齢者における各種施策の推進を図ってきました。

少子高齢化の進行、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者をとりまく今後の生活環境の変化に対応するとともに、将来に向けて持続可能な介護保険制度とし、明るく活力ある地域社会を築くためには、地域包括ケアシステムを確立していくことや、保険者機能の一層の強化が必要です。

高齢者が心身の健康を維持し、増進を図るために保健・福祉・医療・生涯学習などが連携した取り組みを充実させる必要があり、町の地域特性などに配慮し多様性に富み総合的な高齢者保健福祉施策を展開します。

上記のようなことから、本計画においては、中長期的な視点をもち課題等への対策に重点を置きながら、地域社会における課題を解決するための体制づくりを進める必要があります。そのため、高齢者の誰もが地域で支えあい、いつまでも元気で暮らしていけるよう計画の基本理念を以下のように定めました。



2 計画の基本目標

基本目標1 総合的な介護予防体制の推進

高齢者の健康づくりと、介護を必要としない自立した生活の維持に向けて、特定健康診査や各種がん検診等を効果的に活用するとともに、一人ひとりの健康管理を支援する相談・教育事業を推進します。また、介護予防・重度化防止と自立支援に向けて、人々とのつながりを通じて介護予防が図れる地域づくりに努め、心身の状況に合った各種介護予防事業を推進します。

基本目標2 介護保険事業の健全・公平な推進

介護が必要になっても、可能な限り、住み慣れた地域で最期まで暮らしていくための基盤となるのは、サービス提供体制の充実や在宅と施設との連携などによる継続的な支援体制の構築です。中長期的に介護保険事業を安定的に運営していくことを目指します。

基本目標3 地域に根ざした高齢者支援体制の充実

共に支えあいながら暮らしていくためには、地域包括ケアの体制づくりが必要です。町における高齢者福祉サービスの拡充を図り、地域包括支援センターをはじめ各主体の連携を通して、サービスを必要とする高齢者に支援を行うことや、認知症に関する施策の充実、さらに高齢者の権利擁護の促進等も図ります。

基本目標4 高齢者が快適に暮らし活躍できる地域づくり

いきいきと暮らしていくためには、生きがいづくりと社会参加の推進が必要です。そのために、生涯学習、生涯スポーツの推進、高齢者の就労機会の確保が大切です。他の分野との連携を図りながら、高齢者が元気で活躍する地域づくりに向けて、各主体が連携し、地域での生活を楽しんでいけるよう支援を行うことや、安心して暮らせる住まいづくりや生活環境づくり等を進めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策方針	施策
地域で支えあい 元気いきいき 大泉	1 総合的な介護 予防体制の推 進	1 健康づくりの 推進	1 健康の維持増進 2 疾病予防の促進
		2 介護予防の 推進	1 一般介護予防事業 2 介護予防・日常生活支援総合事業
		3 包括的支援 事業	1 地域包括支援センターの機能強化 2 在宅医療・介護連携 3 認知症施策の推進 4 生活支援体制整備の推進 5 地域ケア会議の推進
	2 介護保険事業 の健全・公平 な推進	1 適切な介護保険 サービスの提供	1 介護（予防）サービス給付事業 2 地域密着型サービスの推進 3 サービスの質の向上
		2 保険者機能の 強化	1 要介護認定の適正化 2 介護給付の適正化
		3 介護人材の 確保及び強化	1 介護人材の確保 2 介護人材の強化
	3 地域に根ざし た高齢者支援 体制の充実	1 高齢者福祉 サービスの充実	1 家族介護継続支援 2 高齢者居宅生活支援サービスの推進 3 敬老事業の推進
		2 高齢者の自立 生活支援の充実	1 防犯対策の充実 2 移動手段の確保 3 在宅自立生活の支援
		3 権利擁護・ 虐待防止の推進	1 成年後見制度の利用促進・権利擁護の強化 2 高齢者虐待防止対策
	4 高齢者が快適 に暮らし活躍 できる地域づ くり	1 生きがい・ 地域活動参加の 推進	1 交流機会の拡大 2 活動機会の拡充 3 高齢者雇用機会の確保 4 地域共生社会実現に向けた取り組みの充実 5 地域での支えあい・見守りの推進
		2 生活環境の整備	1 安全・安心対策 2 災害・感染症対策の推進 3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン 4 高齢者向け住宅環境の整備

各 論

第 1 章 総合的な介護予防体制の推進

1 健康づくりの推進

アンケート調査結果をみると、要介護状態でない人の約 8 割が健康状態について良いと回答していますが、あまり良くないとの回答も見受けられます。また、外出する際に転倒することについて不安を感じている人が 5 割程度います。

今後も持続可能な介護保険制度とするためにも、生活習慣病や社会環境の改善を通じて健康寿命を延伸させ、町民の健康状態や疾病傾向など、地域特性や健康課題を明らかにし、一人ひとりが健康を意識しながら、ライフステージに応じた主体的・継続的な健康づくりに取り組む環境を整備していくことが必要です。

高齢者が長く健康な生活を送ることを目指すため、各種検診等を実施し、様々な疾病の早期発見・早期治療を促し、生活習慣病の悪化による要介護状態になることを防止していくため、生活習慣病予防の取り組みを強化していきます。また、歯や口の状態は全身の健康状態にも影響を及ぼすことから、歯周病検診の充実も図ります。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 健康の維持増進

① 特定健康診査（国民健康保険課）

事業概要	40 歳～74 歳の国民健康保険の被保険者や後期高齢者医療被保険者に対して、広報紙やホームページ等を通じた特定健康診査の重要性の PR や未受診者へ電話等による個別の受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。 また、健診結果により保健指導が必要な人に対しては、生活習慣改善のための自主的な取り組みが行えるよう支援します。
------	--

②がん検診（健康づくり課）

事業概要	町民が受診しやすい検診方法や体制を検討するとともに、未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。 さらに、高い精度のもとでの検診実施と、精密検査が必要とされた場合の受診率の向上に努め、がんの早期発見、早期治療を促進します。
今後の方針	各種がん検診の受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療を促進するよう努めます。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診者数	2,227人	2,400人	2,400人	2,400人

③歯周病検診（健康づくり課）

事業概要	「大泉町歯と口の健康づくり推進条例」（平成24年制定）に基づき、乳幼児から高齢者まで、すべての世代の歯と口の健康づくりに関する知識の普及啓発に努めるとともに、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進します。 また、歯周病検診受診率の向上、各種相談・教育による歯周疾患の早期発見・予防などに努めるとともに、関係機関・団体等と連携を図り、歯科保健の向上に努めます。
今後の方針	館林邑楽歯科医師会と連携を図り、町民が検診を受診しやすい環境づくりに努めます。

④健康教育・健康相談（健康づくり課）

事業概要	特定健康診査やがん検診など、様々な受診の機会を利用して、対象者の年齢や健康状態に応じた健康教育・健康相談に取り組みます。 また、地域の健康課題や町民のニーズを踏まえた、より参加しやすい健康教育の場の設定、相談しやすい体制づくりに努めます。 さらに、運動指導や食生活指導などの介護予防事業への参加を促し、より多くの高齢者の自立した生活を支援します。
今後の方針	個々の健康状態に応じた健康教育・相談を行い、成人期から高齢期にかけての自立した生活を促す取り組みに努めます。

（２）疾病予防の促進

①健康状態の把握と改善（健康づくり課、国民健康保険課、高齢介護課）

事業概要	生活習慣病の予防に向けて「自分の健康は自分で守る」意識を醸成し、健康状態の把握と改善に向けた町民それぞれの取り組みを促します。 また、社会教育の場、広報紙やホームページ、健診などの機会を活用し、生活習慣病に関する基礎的な知識の普及、生活習慣の改善事例の紹介などを行い、町民の健康知識と実践意欲の向上を図ります。 さらに、町民それぞれの運動習慣の定着を促すため、運動教室等の機会を提供するとともに、健康機器（体重計・体脂肪計・血圧計・歩数計など）を活用した、町民自身による健康状態の把握を促進します。
今後の方針	運動教室を開催し運動習慣の定着を図る取り組みや、健康状態の把握のため体組成計等健康機器の活用の周知等を図ります。 また、高齢者のみならず現役世代の生活習慣病対策と連携した一体的な取り組みを行うため、国民健康保険や健康推進・介護の担当部門が連携し、地域や職域に対しても普及啓発を推進します。



2 介護予防の推進

令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、運動機能の低下・咀嚼機能^{そしゃく}の低下・閉じこもり・認知症のリスクが平成 28 年度より高まっていることが見受けられます。

これらに対応する介護予防の取り組みを、元気な状態を維持するための取り組み、徐々に低下する生活機能を維持するための取り組み、けがや疾病などにより一時的に自立した生活が困難な高齢者が地域での生活を再開するための機能改善を図る取り組みの3つのステップで構成しています。

生活機能リスク改善の取り組みとして、定期的な体操や集まり等地域の自主的な介護予防活動に重点を置き、活動の充実のために専門職による技術的な助言やケアマネジメント支援を行い、高齢者一人ひとりの自立を推進します。

事業を実施する中で、機能の低下が著しい高齢者や一時的に自立した生活が困難となっている高齢者には、適切なケアマネジメントのもと、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用した専門職による支援により生活機能の改善や維持を図ります。相談体制の充実やリスク対象者への積極的な働きかけにより、支援が必要な高齢者へ早期に働きかけ、重度化の防止を図ります。

また、事業全体を通して介護予防に関する普及啓発に努め、高齢者自らが自立した生活を維持することの意義を理解し、介護予防に取り組むための支援体制を整えます。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）一般介護予防事業

①介護予防把握事業

１）訪問による把握事業（高齢介護課）

事業概要	要介護認定を受けていない高齢者宅へ家庭訪問し、実態を把握するとともに、要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者に対して介護予防の活動へつなげます。
今後の方針	閉じこもりがちな人やひとり暮らし高齢者等リスクの高い人を早期に把握し、必要な支援につなげ、継続的に状況把握を行います。 また、対象者の把握に国保データベースシステムを活用し、効果的な事業の推進を図ります。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
訪問件数	886 件	900 件	910 件	920 件

②介護予防普及啓発

１）介護予防教室の開催（高齢介護課）

事業概要	音楽療法教室、転倒予防教室等の介護予防教室を開催します。 また、地域活動団体との連携を図り、地域で行う介護予防教室等の取り組みを支援します。
今後の方針	より多くの人に参加できるような教室づくりについて、内容や実施方法を検討していきます。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
参加者数	1,412 人	1,430 人	1,440 人	1,450 人

③地域介護予防活動支援事業

1) 地域における介護予防活動の支援（高齢介護課、国民健康保険課）

事業概要	町民主体の介護予防教室を運営する団体に対して「大泉町地域介護予防活動支援事業補助金」を交付し、高齢者がお互い協力しあい介護予防に取り組む「通いの場」として地域の介護予防活動を支援します。 また、地域における介護予防活動を実施する「介護予防サポーター」の活動が継続的に展開されるよう、スキルアップ講習会や情報交換会、地域介護予防活動への参加支援を行い、サポーターとしての意識と技能の向上、より身近な地域で活動できる体制づくりなどを支援します。
今後の方針	地域包括支援センターと連携し、自主グループの立ち上げや活動継続のための支援を行い、団体数の増加を促進します。 また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業についての取り組みとして、通いの場等において専門職を派遣し、健康教育や健康相談を実施します。

④地域リハビリテーション活動支援事業（高齢介護課）

事業概要	リハビリテーションに関する専門職が、介護予防教室や地域の介護予防活動において、高齢者に対し体力測定や運動指導を実施し身体機能の強化を図ります。 また、地域ケア会議において高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行い、介護予防・重度化防止の取り組みの強化に努めます。
今後の方針	リハビリ専門職が介入することで、身体機能の維持・改善についての知識を提供し、地域において自立した生活を継続できるよう支援します。 また、参加者の身体機能等のデータ管理を行い、機能改善の評価分析に取り組みます。

⑤ボランティア人材育成

1) 介護予防に関するボランティアの人材養成（高齢介護課、多文化協働課）

事業概要	「介護予防サポーター」や「認知症サポーター」の養成研修及び講座を開催し、地域で介護予防活動を担うボランティア等の人材を育成します。
今後の方針	養成研修や講座を定期的に行い、地域で活動できる人材を育成するとともに、活動の場の拡大を図ります。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護予防サポーター養成数	33人	20人	20人	20人

2) 介護支援ボランティア事業（高齢介護課）

事業概要	社会参加・就労的活動を通じて、高齢者の介護予防と生きがいづくりを促進するとともに、高齢者が地域の支え手、介護現場における人材不足の担い手として活躍できる地域社会づくりを推進します。
今後の方針	活動への継続的な参加の促進と、新たに参加する元気な高齢者が増えるよう活動内容等の充実を図ります。

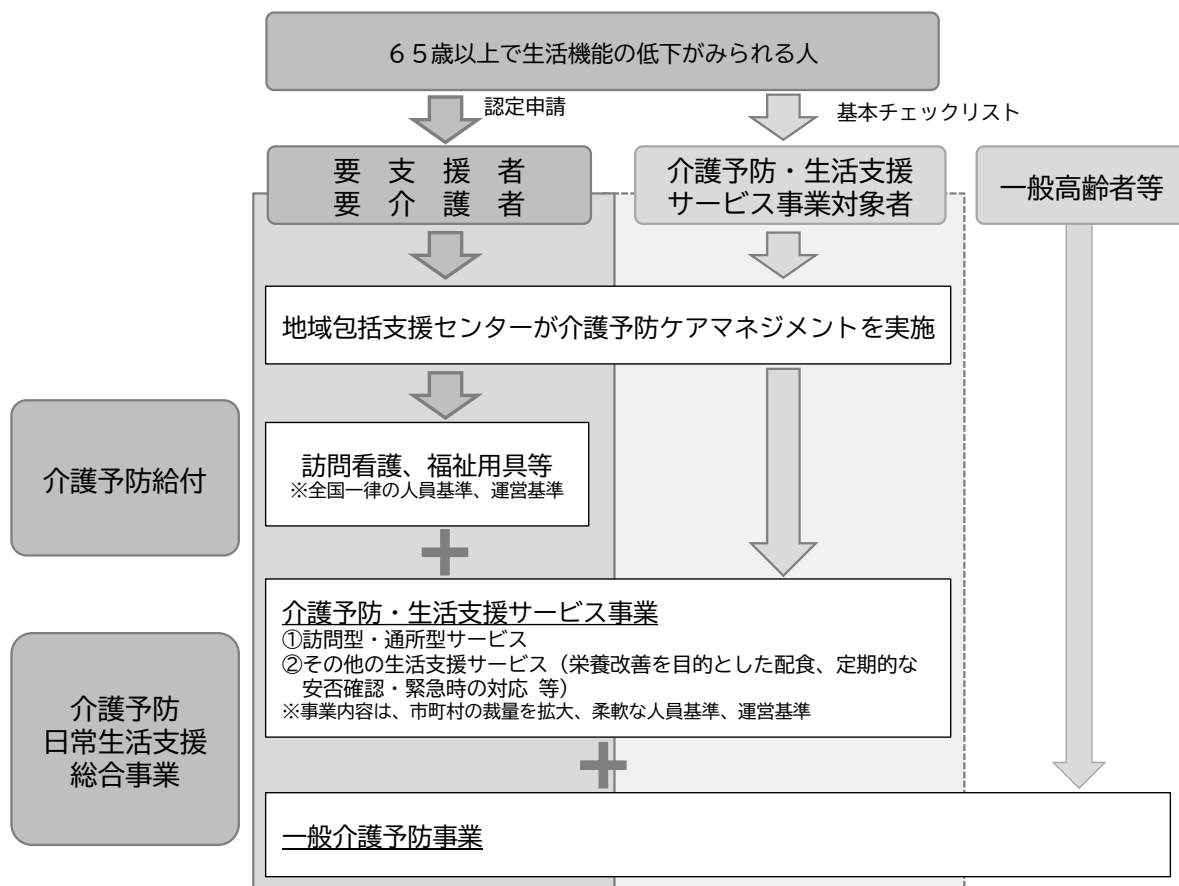
【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
登録者数	97 人	110 人	120 人	130 人



（２）介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ図】



①訪問型サービス（高齢介護課）

事業概要	従来の訪問介護員による身体介護や生活援助に加え、町民主体による生活援助、保健・医療の専門職による短期集中サービス、移動支援等地域の実情に応じたサービスの取り組みについて検討していきます。
------	---

②通所型サービス（高齢介護課）

事業概要	従来の生活機能向上のための機能訓練に加え、町民主体による体操・運動等の集いの場、保健・医療の専門職による短期集中サービス等地域の実情に応じたサービスの取り組みについて検討していきます。
------	--

③介護予防ケアマネジメント（高齢介護課）

事業概要	対象者が要介護状態になることを予防し、地域において自立した生活を送ることができるよう、適切なサービスを包括的かつ効率的に提供するため、地域包括支援センターが専門的視点によるマネジメントや支援等を行います。
------	--

3 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で出来るだけ自立した生活を送り続けるためには、包括的な相談支援体制の構築や保健・医療・福祉等の多職種の連携が不可欠となっています。

また、認知症高齢者の増加に伴い、国においても令和元年に「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを推進しています。

地域で生活する高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う地域包括支援センターを中心としたケア体制を推進し、適切な情報提供や総合的な相談支援を行います。

また、高齢者を取り巻く地域課題の解決等に向け、地域ケア会議の実施や生活支援体制整備事業の推進も行います。認知症施策としては、認知症になっても自分らしく日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症に対する理解を深めるための普及啓発や本人・家族を支える地域の仕組みづくりを推進します。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 地域包括支援センターの機能強化

①総合相談事業（高齢介護課）

事業概要	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者本人・家族・近隣住民からの様々な高齢者に関する相談について、総合的・専門的な助言指導を継続的にを行います。 当事者に関する課題を明確にし、適切なサービスや制度の利用につなげるとともに、関係機関と連絡調整等を行い支援効果の把握やさらなる改善を図ります。
今後の方針	高齢者のみならず子どもや障害者などすべての人々が包括的な支援を受けられる地域共生社会の実現に向け、総合的に相談に応じることができるようセンター機能の強化と相談窓口の体制整備及び充実を図ります。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数	3,845 件	3,870 件	3,900 件	3,930 件

②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（高齢介護課）

事業概要	地域における包括的・継続的なケアを実施するため、ケアマネジメント連絡会や高齢者医療福祉連絡会議を通して保健・医療・福祉等の多職種の連携を推進します。 また、高齢者の介護予防ケアマネジメント、要支援認定者の介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、高齢者の自立した生活支援のための包括的・継続的なケアマネジメントを行います。
今後の方針	地域の介護支援専門員のネットワーク充実を図り、研修会や交流会を開催することで高齢者を支える介護支援専門員の資質向上と連携の強化を図ります。

（２）在宅医療・介護連携

①在宅医療・介護連携（高齢介護課）

事業概要	医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護が提供できるようネットワークの構築を図ります。
今後の方針	館林市邑楽郡医師会の「在宅医療介護連携相談センターたておう」に業務を委託し、広域的な在宅医療・介護の連携、看取りや認知症への対応強化を図ります。 また、講演会の開催やホームページ等を活用し、町民への在宅療養に関する情報提供を促進します。

（３）認知症施策の推進

①予防及び普及啓発

１）認知症サポーター養成の推進（高齢介護課）

事業概要	認知症サポーター養成講座を地域や職域、学校等で開催し、講座を通じて、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成します。
今後の方針	認知症サポーター養成講座の開催により、支援者の拡充を図ります。 また、認知症サポーターの受講者に対して、さらなるスキルアップのためのステップアップ講座を開催し、サポーターを中心とした早期からの継続支援の活動を行うチームオレンジの立ち上げを目指します。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
認知症サポーター養成者数	45 人	55 人	65 人	75 人

2) 認知症地域支援推進員の活動推進（高齢介護課）

事業概要	認知症地域支援推進員を配置し、認知症に対する正しい知識の普及啓発や医療機関や介護サービス事業所等とのネットワーク構築、相談体制の充実を図ります。
今後の方針	地域における認知症講座の開催や認知症の理解や予防に関する普及啓発、家族会への支援等を実施し、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。

②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

1) 認知症初期集中支援推進事業（高齢介護課）

事業概要	認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師、複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームを活用し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察や評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
今後の方針	チームに関する普及啓発を行い、認知症の早期発見・早期治療を目指します。

2) 認知症カフェの充実（高齢介護課）

事業概要	認知症の人と家族、地域住民、介護・福祉などの専門家等が集い、カフェのようなくつろげる環境で気軽に日頃の思いや悩みを語らい、リフレッシュや情報交換を行う認知症カフェの運営を支援します。
今後の方針	認知症カフェの開催場所の拡充を図り、本人または家族のみならず地域の人々が認知症を正しく理解する場を提供します。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数	319人	380人	390人	400人

（４）生活支援体制整備の推進

①生活支援体制整備事業（高齢介護課）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者をはじめ、町民が担い手として参加する町民主体の活動や、多様な主体による各種サービスを提供する体制を構築します。 具体的には、関係者のネットワーク構築の担い手である「生活支援コーディネーター」により定期的な情報共有の場である「協議体」を運営し、多様な主体と連携をとりながら、互助を基本とした高齢者を支える地域の支えあい・助けあいの体制づくりを推進します。
今後の方針	町全体を範囲とする第１層、中学校区を範囲とする第２層の協議体において、地域の困りごとやニーズについて意見を出しあい、地域課題の解決に向けて検討を進めます。 また、地域資源とニーズのマッチングや高齢者の居場所づくりや見守り等の支えあい助けあいサービスの創出を進めます。

（５）地域ケア会議の推進

①地域ケア会議（高齢介護課）

事業概要	医療・介護・保健等の多職種が連携し、高齢者等の個別課題の解決や生活の質の向上に向け協議をし、介護支援専門員等をはじめとする関係者の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。 また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化するとともに、共有された地域課題の解決のための地域ケア推進会議を開催し、必要な社会資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげます。
今後の方針	個別支援会議及び自立支援型会議では、個別課題（困難事例、自立支援等）の解決に資する会議となるよう充実を図ります。 また、抽出された地域課題について、自立した生活を営むために必要な生活支援を整えることができるよう、地域ケア推進会議を開催し検討するとともに、生活支援体制整備事業等と連携し情報共有を図っていきます。

第2章 介護保険事業の健全・公平な推進

1 適切な介護保険サービスの提供

介護保険サービスは、高齢者の生活の支えとして地域に定着してきましたが、介護保険制度を持続可能な制度として維持するためには、中長期的に進行する高齢者の増加・働き手の減少への対策が必要とされています。

高齢者の増加への対策としては、介護給付を必要とする人を認定し、介護予防・重度化防止を目的としたケアマネジメントにより、必要なサービスを過不足なく提供する一連の事業を、滞ることなく今後も実施していくための体制を維持し、計画的に整備します。

また、働き手の減少による事業者の負担軽減のため、県や事業者と連携し、介護現場における業務改善に取り組みます。具体的には、事業所の指定・請求・指導監査における文書や手続きの簡素化・標準化を図り、ICT等の活用も推進します。

介護が必要な高齢者が、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるためのサービスを提供するため、介護保険サービスに関する相談窓口の周知、優良なサービス事業所の確保や、定期的な事業所への指導・監督を実施します。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 介護（予防）サービス給付事業

①介護（予防）サービスの給付（高齢介護課）

事業概要	住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができること、同居家族の介護負担軽減に資すること等、サービス需要の拡大・多様化に対応したサービス提供体制の確保と充実に努めます。 また、能力に応じ自立した生活を営むために必要なリハビリテーションが計画的に実施されるための取り組みを支援します。サービス利用にあたっては、高齢者本人の意思及び自己決定を最大限尊重する支援体制づくりを推進します。
------	--

（２）地域密着型サービスの推進

①地域密着型サービス（高齢介護課）

事業概要	可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域で支えあう地域密着型サービスの提供を行います。地域のニーズに応じたサービス提供を目指し、優良なサービス事業所の確保や、事業所への適正な指導・監督に努めます。
------	---

（３）サービスの質の向上

①苦情相談・不服申し立て（高齢介護課）

事業概要	高齢者やその家族等からの介護保険サービス利用・契約等に関する様々な苦情・相談について、関係機関・団体と連携した総合的な対応を行い、苦情・不服申し立て対応の取り組みを推進します。 また、苦情相談と不服申し立てに対応する窓口の周知に努めます。
今後の方針	介護保険サービス利用者に対して、介護給付費通知にリーフレットを同封するなどし、相談窓口の周知を図ります。

２ 保険者機能の強化

介護保険サービスに対する給付の適正化を図るため、ケアプランや各種給付データの縦覧点検など、定期的な給付内容の確認を実施します。事業者へのチェック機能の強化とともに、適正な認定調査・認定審査の実施、介護給付費通知による利用者の信頼向上に努めます。

また、給付の適正化により健全な介護保険財政の運営に努め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）要介護認定の適正化（高齢介護課）

事業概要	介護保険制度における要介護（支援）認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行われることが必要であり、認定申請受付後の認定調査、主治医意見書提出等を迅速に行うことが求められています。サービスを必要とする被保険者を認定するために、適正な認定調査、認定審査会における適正な審査判定に努めます。
今後の方針	認定調査及び主治医意見書の取得を迅速に行うとともに、必要な介護保険サービスが速やかに適切に提供できるよう取り組みます。 また、調査の公平性を高めるため２回目以降の調査は調査員を変更し、調査票全件の整合性等点検の実施を行います。

（２）介護給付の適正化

①ケアプランの点検（高齢介護課）

事業概要	居宅介護支援事業所等に対して、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているかを確認するためケアプランのチェックを行い、ケアマネジャーの資質向上を図ります。 また、居宅介護支援事業所等に出向いての実地指導を行い、適正な事業運営やサービス提供の確認を行います。
------	--

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
ケアプラン 点検数	14件	16件	18件	20件

②住宅改修等の点検（高齢介護課）

事業概要	住宅改修費の支給について、事前に全件の理由書・見積書等の点検を行い、必要に応じ現地調査を実施します。 また、軽度者の福祉用具貸与についても、ケアプラン点検や主治医意見書の確認を行います。
------	---

③縦覧点検・医療情報との突合（高齢介護課）

事業概要	医療給付情報と介護保険給付情報の突合や、重複請求の情報を点検し、介護報酬の請求内容の適正化を図ります。
------	--

④介護給付費通知（高齢介護課）

事業概要	定期的に利用者や家族にサービスの給付実績通知を送付することにより、自らの介護保険サービスの内容や費用等の確認していただき、適正な給付と請求の確保を推進します。
------	--

3 介護人材の確保及び強化

高齢化の急速な進行により、介護保険サービスの需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護保険サービスの担い手となる人材の確保は重要な課題となっています。

介護現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、やりがいをもって働けるような支援を県や事業者と協力して進めます。

人材確保・育成に関する取り組みとして町内事業所に長期間勤務する介護職員の表彰や、人材育成に関する研修会の開催支援等を行い、介護保険サービスに携わる人材の確保に努めます。

また、介護支援ボランティアと高齢者施設等のマッチングを図ることにより、介護分野への元気高齢者の参入を推進します。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 介護人材の確保

①介護職員育成に関する支援事業（高齢介護課）

事業概要	介護に従事する人材の育成を図るため、介護員養成研修受講費用の一部を補助するなど、人材育成に対しての支援を行います。
------	---

②介護に関する入門的研修（高齢介護課）

事業概要	多くの人に介護に関する知識を普及し、介護分野で働く際の不安を払拭し、多彩な介護人材の確保及び参入を促すため、介護に関する入門的研修（介護教室）を開催します。
今後の方針	より多くの人に周知し、事業の継続を図ることで介護職員の確保に努めます。

(2) 介護人材の強化

①介護職員永年勤続表彰（高齢介護課）

事業概要	多年にわたり町内事業所に勤務する介護職員を表彰し、職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高めることで、介護職員の定着率の向上を図ります。
今後の方針	事業を継続し、さらなる介護職員の定着を図ります。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
表彰者数	6人	10人	10人	10人

第3章 地域に根ざした高齢者支援体制の充実

1 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者自身の支援のみならず、介護を担う家族等についても様々な面で支援していくことが必要です。

在宅での生活が続けられるよう、ホームヘルプサービスやデイサービス等を実施し、支援が必要な高齢者や介護者の負担軽減を図るため、高齢者福祉サービスの充実を推進します。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 家族介護継続支援

①介護慰労金支給事業（高齢介護課）

事業概要	寝たきり高齢者や認知症高齢者を在宅で1年以上介護している介護者に対して、介護慰労金を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、高齢者福祉の増進を図ります。
------	---

②紙おむつ支給事業（高齢介護課）

事業概要	在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等で、排泄行為に支障のある人に対して、紙おむつ等を支給し、安心して快適な日常生活を支援するとともに、介護者の肉体的及び経済的負担の軽減を図ります。
------	--

③出張理容・美容サービス事業（高齢介護課）

事業概要	理容所または美容院に行けない寝たきりの状態の高齢者が、家で理容・美容サービスを受ける場合の利用料金の補助を行い、衛生的で快適な在宅生活を支援するとともに、在宅介護の軽減を図ります。
------	--

④徘徊探知サービス事業（高齢介護課）

事業概要	徘徊の心配がある認知症高齢者を介護している家族等に対して、その所在位置を探知できる発信機を貸与し、徘徊高齢者の探索を速やかに行うことで事故防止を図るとともに、介護者の安心と在宅福祉の向上を図ります。
------	---

（２）高齢者居宅生活支援サービスの推進

①ホームヘルプサービス事業（高齢介護課）

事業概要	介護保険制度で介護認定が「非該当（自立）」となった人のうち、支援が必要な高齢者に対して、家事支援（ホームヘルプサービス）を推進し、在宅での自立した生活の維持と介護予防を図ります。
------	---

②デイサービス事業（高齢介護課）

事業概要	介護保険制度で介護認定が「非該当（自立）」となった人のうち、支援が必要な高齢者に対して、通所施設における入浴、食事、機能回復のための訓練、レクリエーション等のサービス（デイサービス）の提供を推進し、健康の維持を図ります。
------	--

③ショートステイサービス事業（高齢介護課）

事業概要	介護保険制度で介護認定が「非該当（自立）」となった人のうち、支援が必要な高齢者や、冠婚葬祭や家族の疾病などによる介護者の不在で一時的に介護サービスが必要となった高齢者に対して、施設での短期間宿泊サービス（ショートステイサービス）の提供を推進します。
------	--

（３）敬老事業の推進

①地区敬老会事業（高齢介護課）

事業概要	町民の長寿を祝福するとともに、健康で生きがいをもった生活を送ることを願い、地域の特色を活かした町民主体の敬老会の実施を支援します。
------	---

②敬老祝金支給事業（高齢介護課）

事業概要	町民の長寿を祝福するとともに、高齢者福祉の向上と敬老意識の高揚を図るため、該当年齢の高齢者に対して、敬老祝金・特別敬老祝金を支給します。
今後の方針	高齢者の状況、財政状況や社会経済情勢の変化を勘案し、事業の見直しを行います。

2 高齢者の自立生活支援の充実

高齢者の多くは、介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活続けることを希望している場合が多く、アンケート調査結果からも、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして「移送サービス」や「外出同行」を望む声が多くなっています。

そのため、必要な人が、必要なときに、必要なサービスを利用できるような仕組みづくりが重要であり、防犯対策や移動手段の確保をはじめとした自立生活を続けられる支援を推進します。

また、介護が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することとも想定されることから、高齢者の生活支援とともに社会情勢に見合った、より利用しやすい事業についての調査研究を行います。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）防犯対策の充実（高齢介護課、安全安心課、住民課）

事業概要	警察等と連携し、悪質商法や振り込め詐欺等、高齢者が被害に遭いやすい犯罪に関する講話や特殊詐欺等対策機器の貸与を実施し、防犯意識の向上と生活不安の解消を図ります。 また、地域の状況に応じた効果的な防犯灯の設置や防犯カメラの設置を図り、街頭犯罪の防止に努めています。
今後の方針	警察等と連携して、犯罪に関する講話等を実施し、防犯意識の向上と生活不安の解消を図るとともに、街頭犯罪の防止に努めていきます。 また、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するため、最新情報を収集し、出前講座等で被害防止の周知・啓発活動を実施していきます。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
詐欺被害件数	2件	0件	0件	0件

（２）移動手段の確保（高齢介護課、都市整備課、安全安心課）

事業概要	高齢者の通院や買い物など日常生活の利便性向上を図るため、高齢者等デマンド交通「ほほえみ」を運行します。 また、広域公共バス「あおぞら」について、近隣市町と連携を図りながら利便性の向上に努めます。
今後の方針	安定的に事業を継続するため啓発活動を行うとともに、高齢者の身体的負担等を考慮した運行を推進し、さらなる利便性向上に努めます。 また、高齢者が運転免許証の返納後も安心して生活ができるよう支援します。

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
デマンド交通乗降者数	4,130人	4,330人	4,430人	4,530人

（３）在宅自立生活の支援

①緊急通報装置貸与事業（高齢介護課）

事業概要	ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置一式を貸与することで、24時間急病や災害などの突発的な事態に対応し、生活不安の解消に努めます。
今後の方針	町民ニーズを踏まえた、より利用しやすい機器等の調査研究を行い、さらなる利便性の向上に努めます。 また民生委員児童委員との連携を強化し、効果的な事業の周知を図ります。

②給食サービス事業（高齢介護課）

事業概要	調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して、委託業者が栄養バランスのとれたお弁当を提供し、食生活の面から健康改善を図るとともに、訪問時に利用者の安否確認を行うことで在宅生活の維持・継続を支援します。
------	---

③補聴器購入費補助事業（高齢介護課）

事業概要	加齢による聴力の低下により、日常生活を営むのに支障がある在宅の65歳以上の高齢者に対して、コミュニケーションの確保に必要な補聴器の購入にかかる費用の一部を補助し、在宅での自立した生活を支援します。
------	--

④軽度生活援助事業（高齢介護課）

事業概要	ひとり暮らし高齢者等に対して、日常生活を送る上で自ら行うことが困難な軽作業（草刈りや庭木の手入れなど、日常生活上の軽易な作業）をシルバー人材センターに依頼した際にかかる費用の一部を補助し、在宅での自立した生活を支援します。
------	---

⑤福祉機器貸与事業（高齢介護課）

事業概要	介護保険制度で介護認定が「非該当（自立）」となった高齢者に対して、介護用ベッドや車いすを貸し出し、在宅での生活を支援します。
------	--



3 権利擁護・虐待防止の推進

年々ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。こうした高齢者が認知症等により判断能力が低下した際、本人が日常生活における意思決定を行うための判断ができない場合があります。家族がいる場合は家族が本人に代わって判断することが可能ですが、家族がいない場合、あるいは、家族から虐待を受けている場合などには、本人の代わりに判断を行う人が必要です。

成年後見制度は、こうした認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人に対して、本人に代わり、成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護し、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、必要な支援を行うものです。

今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられることから、一人ひとり尊厳をもってその人らしい生活を継続できる地域となるよう、支援のための体制づくりと制度の普及啓発に取り組めます。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）成年後見制度の利用促進・権利擁護の強化（高齢介護課、福祉課）

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

事業概要	支援が必要な人が、自分らしい生活を守るための制度として、必要なときに成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークを構築します。 地域連携ネットワークは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の３つの役割を念頭に必要な支援を実施します。
------	---

1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

事業概要	制度の広報・周知をととして、関係者や町民の制度理解を促進し、権利擁護支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援が受けられていない人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。
------	---

2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

事業概要	早期の段階から、任意後見や保佐・補助といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。
------	---

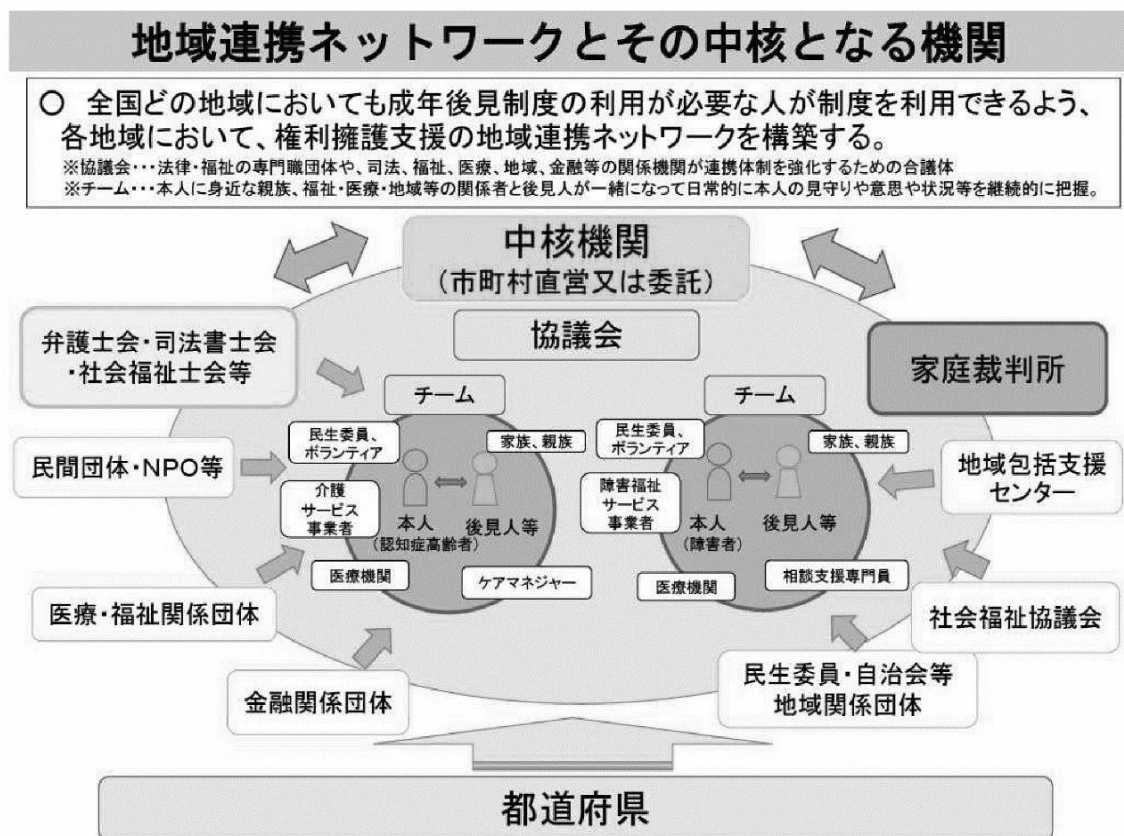
3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

事業概要	成年後見制度が、本人の意思を尊重し身上保護を重視した制度となるよう、地域の支援体制を構築します。
------	--

4) エンディングノート配布事業

事業概要	判断力・意思疎通能力の喪失を伴う病気にかかった時に希望する内容を記すものとして、残された家族や知人に思いを託すことができる「私のエンディングノート 歩んできた道 望む未来」を配布しています。 また、エンディングノートが発見されない事態を防ぐため、町が保管し、指定された人にノートを返還するひとり暮らしの人に対する支援も行います。
------	---

【地域連携ネットワークのイメージ図】



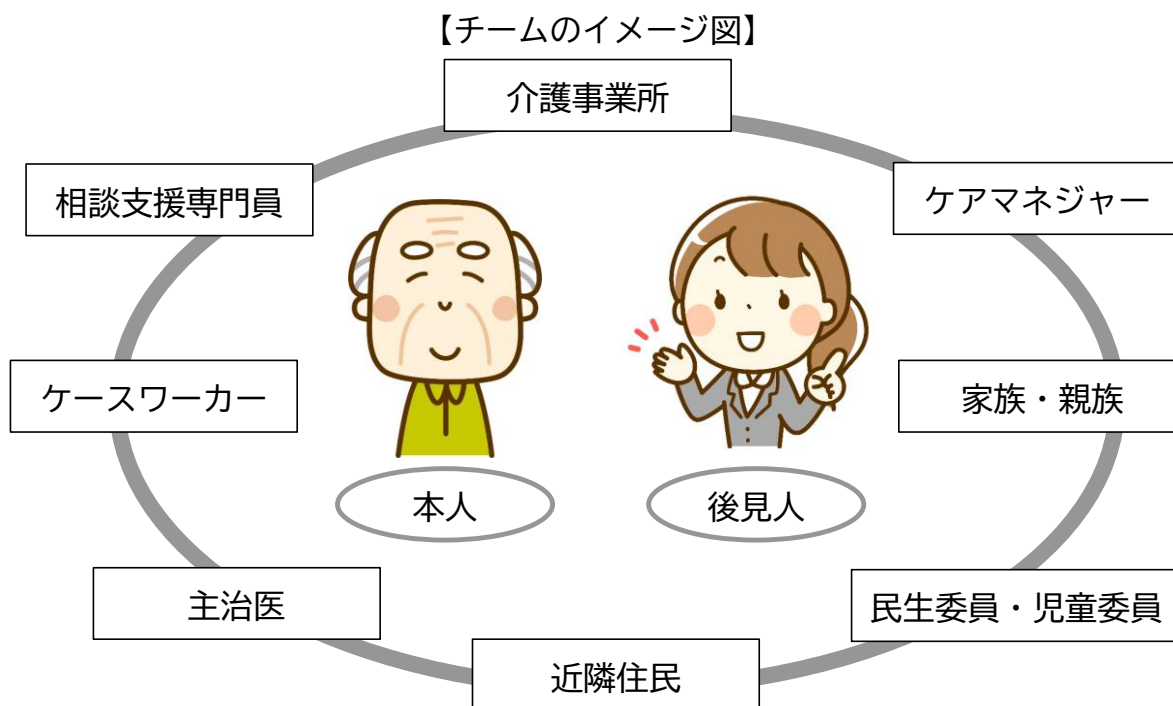
厚生労働省 令和元年度第2回 成年後見制度利用促進会議「参考資料2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要」から引用

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

事業概要	地域連携ネットワークは「本人を後見人等とともに支える『チーム』による対応」「協議会・中核機関の整備」の2つの基本的な仕組みを有するものとして構築を進めます。
------	--

1) 本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

事業概要	地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。
------	--



2) 協議会・中核機関の整備

事業概要	後見等を開始する前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や後見等の運用方針等について、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。 このため、各種専門団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、個別の協力活動の実施やケース会議の開催、多職種間でのさらなる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。
------	---

③地域連携ネットワークの中心となる機能

事業概要	地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、地域連携ネットワーク全体で協力・分担し、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能を担います。
------	---

1) 広報機能

事業概要	声を上げることができない人を含む、権利擁護支援の必要な人が速やかに必要な支援につながるよう、制度の周知に努めます。 また、地域における効果的な広報活動推進のため、パンフレットの作成・配布、研修会等の広報活動が活発に行われるよう配慮します。
------	---

2) 相談機能

事業概要	判断能力があるうちから、または不十分になった早期の段階から、制度についての相談ができる窓口を設置するとともに、関係団体等の制度理解を深め、相談窓口の充実に努めます。 また、権利擁護支援が必要なケースについて、後見等のニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて各関係機関の支援を得て、本人の意思を尊重しながら、権利を守る視点で、最も適切な選択ができるよう、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。
------	--

3) 成年後見制度利用促進機能

事業概要	後見人になるふさわしい親族等がいる場合、本人の状況に応じ、該当親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。 また、担い手養成のための研修等を実施し、担い手を育成・支援します。 さらに、成年後見制度が、様々な理由で利用できない人に対して、申し立て費用や成年後見人等への報酬助成を行うとともに、本人や親族が後見等開始の申し立てができない場合は町長が申し立てを行います。
------	---

4) 後見人支援機能

事業概要	親族後見人等からの日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては、後見人と本人の親族や支援関係者等がチームとなって本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し支援します。 また、専門的知見が必要な場合、専門職団体等と連携し支援します。 さらに、成年後見制度の不正事案は、親族後見人等の理解不足や知識不足から発生することが多いことから、地域連携ネットワークでの支援体制整備により、親族後見人等が日常的に相談できる体制を整備し、不正の発生を未然に防ぎます。
------	--

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用者数	21人	30人	35人	40人

(2) 高齢者虐待防止対策

①虐待防止対策（高齢介護課）

事業概要	高齢者虐待については、地域包括支援センターと連携し、早期発見と適切な対応に努めるとともに、警察や医療機関・団体等との連携体制を強化します。 また、保護した人は、ショートステイサービス等の施設において適切な養護に努めます。
今後の方針	適切な養護者支援につなぐための手引きとして、高齢者虐待防止・早期発見に関するマニュアルを作成します。 また、介護事業所等における虐待防止を図るため、研修実施などの対策支援を推進します。

第4章 高齢者が快適に暮らし活躍できる地域づくり

1 生きがい・地域活動参加の推進

少子高齢社会が急速に進展する中で、高齢者が健康で生きがいを持ち、地域社会を支える力として今まで培ってきた経験や知識を活かして活躍することが期待されています。

そのため、老人クラブ活動をはじめとした地域活動の活性化のために支援を行うとともに、高齢者が知識・技術等を習得できる機会の提供、自己実現への支援など高齢者の社会参加の拡大を推進します。

また、地域での見守り体制の整備を図り、地域の高齢者の実態把握や個人情報の保護を踏まえた情報共有に努め、高齢者の安全・安心の確保に努めます。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 交流機会の拡大

①老人クラブ活動支援（高齢介護課）

事業概要	町内には24の老人クラブがあり、高齢者の知識と経験を活かした地域づくりや、生きがいづくり、健康づくりを推進する上で重要な役割を果たしています。 その自主的な活動や会員の入会を促進するための支援を行います。
今後の方針	高齢者が生きがいをもって、明るく活力に満ちた生活を送れるよう、生きがいづくりや健康づくりの活動支援に努めます。

②老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター事業の充実（高齢介護課）

事業概要	老人福祉センターと3か所の高齢者ふれあいセンターを高齢者の交流と健康づくり、介護予防の場として位置づけ、利用者ニーズに応じた事業の支援を図ります。
今後の方針	自立した高齢者の健康増進と教養の向上を目指した各種事業を推進します。 また、効率的・効果的な施設管理を行っていくための公共施設マネジメントを推進していく中で、施設ごとの具体的な対策方針を定めた「大泉町公共施設個別計画」に基づき、施設の維持管理を行います。

③世代間交流を超えた交流の推進（高齢介護課、福祉課、こども課、生涯学習課）

事業概要	地域の行事、保育園、小中学校、児童館等における行事や子ども食堂等を通して、高齢者同士だけでなく子どもや障害者等異なる世代が交流できる事業を実施します。
------	---

（２）活動機会の拡充

①住民協働によるまちづくりの推進・人材バンクの活用（多文化協働課）

事業概要	住民と行政による協働のまちづくりについて、セミナーや講演会を開催し、協働に関する知識や理解の向上を図ります。 また、住民活動支援センターを拠点として、協働に関する様々な情報を発信します。 「元気な地域支援事業補助金」、「協働のまちづくり事業提案制度」を活用し、様々な世代の町民と行政による協働のまちづくりを推進します。 人材バンクについては、制度の周知や高齢者をはじめとする幅広い人材の確保に努め、知識や技能、特技などを地域活動や学習活動の場に活用していきます。
------	---

②知識・技能等の習得機会の提供（高齢介護課、生涯学習課）

事業概要	高齢者の学習意欲や生きがいの増進のために、高齢者のニーズに即した内容の知識・技能等の習得機会の充実を図ります。 また、関連団体と連携しより多くの高齢者が参加しやすいよう、身近な場所での開催や効果的な周知、内容の充実に努めます。
------	---

③知識・技能の地域還元（多文化協働課、生涯学習課）

事業概要	町内の学校や地域公民館、関係部署や「協働のまちづくり人材バンク」との連携により、高齢者が培ってきた様々な経験や豊富な知識、学習活動事業や各種講座等で得た知識、技能等を活用できる場の提供に努めます。 また、高齢者個人や高齢者が活動する団体がもつ知識や技能を地域に還元し、地域課題の解決に活かせるよう、地域への情報提供を推進するとともに、町民の自主グループや活動団体との連携を促します。
------	---

④福祉への理解の促進（福祉課、健康づくり課）

事業概要	広報紙やホームページへの福祉情報の掲載や講演会・勉強会の開催、「社協だより」の発行を通じた福祉に関連する様々な情報の発信、関係機関・団体との協力による「保健福祉まつり」の開催などを通じて、地域での支えあいと福祉への理解を促します。
今後の方針	各媒体での福祉情報の周知やイベントの開催による意識の高揚は、地域での支えあいや福祉に関する意識向上に必要不可欠であることから、継続して実施し、近年、失われつつある地域のつながりの強化に取り組みます。

⑤福祉教育の充実（教育指導課、こども課、生涯学習課）

事業概要	保育園や幼稚園、小・中学校がそれぞれ取り組む福祉教育につながりをもたせるとともに、家庭、地域、関係機関・団体との連携の強化を図り、子ども達が「助けあう心」や「思いやりの心」を育み、互いに認めあい、助け合って、明るく住みよい社会を築くための考え方や実践力の醸成に取り組みます。 また、町社会福祉協議会と連携し、小・中学校において、車いす、点字、手話、ブラインドウォーク等の体験的な学習を行い、子ども達の福祉への理解を促し、ボランティア活動に関心をもつきっかけとなる機会の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携し、福祉現場の体験ができるよう、受け入れ体制の拡充に努めます。 さらに、すべての世代で福祉意識の向上を図るため、講演会等を開催し、生涯学習を通した福祉教育を推進します。
今後の方針	人権教育の視点からすべての世代で福祉意識の向上につながる講演会等を開催し、生涯学習を通した福祉教育の機会の充実を図ります。

（３）高齢者雇用機会の確保

①シルバー人材センターへの支援（高齢介護課）

事業概要	シルバー人材センターは、60歳以上の働く意欲のある高齢者に仕事を提供し、地域社会の活性化に貢献しています。高齢者がこれまで培った経験や能力を活かせる就業機会の拡大を図れるよう、組織の安定した運営の支援とチラシ等を活用した事業の周知に努めます。
今後の方針	シルバー人材センターが円滑な運営ができるように、今後も運営を支援します。 また、会員の増加や受注の拡大を支援し、働く意欲のある高齢者の社会参加を促進します。

②高齢者雇用機会の確保（高齢介護課、経済振興課）

事業概要	働く意欲のある高齢者の就労・就業の機会と場を確保するため、雇用機会の拡大につながる情報の提供を関係機関・団体と連携して推進します。 また、広報紙やホームページ、ポスターやチラシ等を活用し周知に努めます。
今後の方針	働く意欲のある高齢者の社会参加を促進するため、支援します。

（４）地域共生社会実現に向けた取り組みの充実

①地域福祉計画の推進

1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進（福祉課）

事業概要	「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」（計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度）に基づき、高齢者はもとより、誰もが安全で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するため、町民、関係機関・団体、行政の連携強化を図ります。また、効果的な取り組みを検討します。
今後の方針	本計画期間中に次期大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画の策定時期を迎えることから、高齢者をはじめとする地域住民が主役となれる地域づくりを推進できるよう、関係団体との連携強化に取り組めます。

2) 社会福祉協議会への支援（福祉課）

事業概要	地域福祉を推進するための中核的団体である社会福祉協議会が取り組むボランティアの育成、地区社会福祉協議会との連携など、様々な地域福祉活動を支援します。
今後の方針	社会福祉協議会と連携を図りながら、適切な運営となるよう支援していきます。

（５）地域での支えあい・見守りの推進

①地域におけるネットワークの構築

1) 地域による見守り活動の推進（高齢介護課、多文化協働課）

事業概要	民生委員児童委員協議会をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、地域における様々な関係者とのネットワークの拡充に努めます。 また、地域において認知症の高齢者等の支援や介護予防を支援する人材の確保と、町民相互の支え合いによる地域力の拡大のため、地域で活動を実践する「認知症サポーター」や「介護予防サポーター」を活用し、見守り活動の推進を図ります。 さらに、外国人の高齢化が見込まれることから、地域の担い手として見守りや助けあいに外国人の参画を促すため、関係部署と連携しながら、キーパーソンとなる人材を発掘し、外国人のボランティア人材の育成に努めます。
------	--

2) 実態把握（高齢介護課）

事業概要	民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ連絡協議会、医療機関、居宅介護支援事業所等の関係機関・団体との連携を強化し、地域の高齢者の実態把握や個人情報の保護を踏まえた情報共有に努めるとともに、見守りや必要に応じた緊急訪問等により高齢者の安全・安心の確保に努めます。
------	---

3) 身近な地域での相談体制（福祉課）

事業概要	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などにとって、身近な相談者であり、介護保険制度だけでなく本町の保健福祉サービスなどについての総合的な相談窓口としても重要な役割を担う民生委員児童委員について、その活動の支援と活動しやすい環境づくりのため、関係部署や関係機関との連携強化に努めます。
今後の方針	社会情勢の変化により、民生委員児童委員が対応する相談内容が多岐にわたることから、民生委員児童委員定例会において、行政からの制度案内はもとより、委員相互の情報共有などを一層強化します。 また、県や邑楽郡で開催される研修に積極的に参加し、委員の資質向上に取り組みます。



2 生活環境の整備

住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、高齢者が生活しやすいまちづくりの推進が必要とされています。

また、近年の災害や、新型コロナウイルス感染症により、高齢者が犠牲となるケースも相次いで報告されており、状況に応じた迅速な対応が必要となっています。

そうした中、安心して安全な在宅生活が送れるよう、救急・救命、防火・防災、交通安全対策をはじめとする高齢者に配慮した生活環境の整備を推進します。

また、災害時における自力での避難が困難な高齢者の把握など、関係団体との連携をさらに強化するとともに、介護事業所等においては災害や感染症の対策に必要な設備等の整備を促進します。

さらに、要支援や要介護の状態になっても、自立した生活が確保できるよう、機能性・快適性・安全性に配慮した社会基盤のバリアフリー化を推進するとともに、それぞれの状況に合わせた生活がより快適なものとなるよう各種施策を推進します。

主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 安全・安心対策

①救急・救命対策の充実（安全安心課）

事業概要	消防・救急業務の委託先である太田市と連携し、救急体制の充実を図るとともに、消防団及び自主防災組織等と連携し、より多くの町民が心肺蘇生等の知識や技術を習得できるよう救急救命講習会を実施します。 また、自主防災組織等の地域組織と連携して、住宅用火災警報器の周知を図るとともに、設置を促します。
今後の方針	太田市と連携し、さらなる救急体制の充実を図ります。 また、消防団や自主防災組織と連携し、救急救命講習の実施や住宅用火災警報器の設置促進を図ります。

②交通安全対策の充実（安全安心課）

事業概要	警察等と連携し、高齢者の交通事故の減少に向けた交通安全の啓発、街頭での指導、交通安全教室を実施するとともに、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。 また、高齢者の自動車運転免許自主返納支援事業の周知を図り、返納を推進します。
今後の方針	警察等と連携し、高齢者の交通事故の減少に向けた交通安全教室など交通安全の啓発等を実施していきます。

（２）災害・感染症対策の推進

①地域における防災対策の強化（高齢介護課、安全安心課）

事業概要	地域住民の防災意識の高揚を図るため、地域で行う防災訓練等の活動を支援し、地域防災力の向上に努めます。 また、訓練や講習会等では、参加者が自ら体験できる実践的訓練を実施するとともに、自主防災組織等の地域組織と連携しながら、高齢者を含めより多くの町民の参加を促します。 さらに、避難行動要支援者の名簿を活用し、関係機関・団体と連携して、災害時における高齢者等の安否確認や避難行動を支援します。
今後の方針	避難行動要支援者名簿への登録者数の増加を図るため、関係部署との連携を強化し、さらなる防災意識の啓発強化を行います。

②介護事業所等の災害・感染症対策の強化（高齢介護課、健康づくり課、安全安心課）

事業概要	介護事業所等に対して、防災や感染症対策等の情報について周知啓発するとともに、平時よりの防災訓練や自主点検の実施を促します。 また、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資について、関係部署と連携し備蓄や調達の整備を行います。
------	---

（３）バリアフリー・ユニバーサルデザイン

①公共施設のバリアフリー化の推進（高齢介護課、福祉課、経済振興課、道路公園課、生涯学習課）

事業概要	公共施設の整備にあたって、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化を推進します。
今後の方針	状況に応じてバリアフリー化を推進します。

②道路等のバリアフリー化の推進（道路公園課）

事業概要	既設の歩道について、交差点等の段差や急勾配箇所、舗装の凹凸など、危険性の高い箇所から計画的に改修を行います。 新設の歩道や道路については、バリアフリー化を推進します。 また、公園等について、健康づくりやレクリエーションのために安心して歩くことができる園路の改修に努めます。
今後の方針	歩行者等に優しい段差のないバリアフリー化工事や、公園等の園路整備を目指します。

（４）高齢者向け住宅環境の整備

①住宅改修費補助事業（高齢介護課）

事業概要	高齢者のいる世帯に対して、転倒などの事故を防止し、在宅での生活が維持できるよう、手すりの取り付けや床段差の解消など住宅改修費の一部を補助します。
今後の方針	高齢者が自立し、安心して安全な在宅生活ができるよう、住環境の整備を推進します。

②介護用車両購入費補助事業（高齢介護課、福祉課）

事業概要	在宅の寝たきり高齢者、身体障害者などの移動手段を確保し、外出を支援するため、介護用車両の購入や、車両を改造する費用の一部を補助します。 また、事業の周知について、効果的な広報を行います。
------	--

③冷房器具購入費補助事業（高齢介護課）

事業概要	冷房器具が設置されていない住宅に住む、ひとり暮らし高齢者等の熱中症事故を未然に防ぐため、冷房器具を購入及び設置した場合にかかる費用の一部を補助します。 また、民生委員児童委員と連携し、効果的な事業の周知を図ります。
------	--

④熱中症計貸与事業（高齢介護課）

事業概要	ひとり暮らし高齢者等に熱中症計を貸与し、高齢者の熱中症予防と健康を守ります。 また、民生委員児童委員と連携し、効果的な事業の周知を図ります。
------	---

⑤高齢者の住まいの安定的な確保（高齢介護課）

事業概要	高齢者が地域社会での生活を継続しながら、それぞれの状況に応じて住居の住み替えが進められるような支援の充実に努めます。 また、今後の需要を満たす戸数が整備されていることから、県との情報連携を強化し、既存の高齢者向け住宅の活用と質の確保に取り組みます。
------	--

【基準値と計画値】

区分	基準値	計画値		
年度	R元年度	R3年度	R4年度	R5年度
定員数	241 人	241 人	241 人	241 人



第5章 介護保険サービス等の見込み

1 提供する介護保険サービスの種類

①居宅サービス

サービス名	方向性
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護者等の自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護や、調理、掃除、洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等、日常生活上の世話を行うサービスです。
訪問入浴介護・ 介護予防訪問入浴介護	自宅浴槽での入浴が難しく、通所系サービスも利用できない要介護者等の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が、要介護者等の自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助等を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	病院、診療所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、要介護者等の自宅を訪問して、理学療法や作業療法その他の必要なりハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	病院、診療所、薬局等の医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が、自宅を訪問して療養上の管理・指導を行うサービスです。
通所介護	要介護者等が、介護施設（デイサービスセンター等）に通い、入浴や食事、排泄等の介護、生活等に関する相談や助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション	要介護者等が、医療機関や介護老人保健施設に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。
短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護医療院等へ短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

サービス名	方向性
福祉用具貸与・ 介護予防福祉用具貸与	要介護者等に対して、介護度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための福祉用具（車いすや特殊寝台など 13 種類の福祉用具）を貸し出すサービスです。
特定福祉用具購入費・ 特定介護予防福祉用具購入費	入浴または排泄用の福祉用具の購入費用の一部を給付するサービスです。
住宅改修費・ 介護予防住宅改修費	段差の解消や手すりの設置などの小規模な住宅改修の費用の一部を給付するサービスです。
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等）に入所している高齢者等が、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

②地域密着型サービス

サービス名	方向性
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回型訪問、あるいは利用者からの通報により訪問し、訪問介護や訪問看護サービスを一体的、密接に連携しながら行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や利用者からの連絡によって、訪問介護員等が訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話を行うサービスです。
地域密着型通所介護	要介護者等が、定員 18 名以下の小規模なデイサービスセンターに通い、入浴や食事、排泄等の介護、生活等に関する相談や助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者に対して、デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の心身の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」も組み合わせてサービスを提供することで、在宅生活の継続を支援するサービスです。
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対して、その共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。
地域密着型特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅（入所定員が 29 名以下の施設）に入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を行うサービスです。

サービス名	方向性
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム（入所定員が 29 名以下の施設）に入所する原則要介護 3 以上の要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	訪問、通い、泊まりを組み合わせた小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えて行うサービスです。

③施設サービス

サービス名	方向性
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で自宅での生活が困難な寝たきりなどの高齢者が入所する施設で、食事や入浴などの介護やリハビリテーションを行います。 新規入所者は原則要介護 3 以上の要介護者が対象です。
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定しており、リハビリテーションや看護、介護が必要な高齢者が入所する施設で、介護や機能訓練、必要な医療を行います。地域の実情を踏まえながら施設の整備・充実を図ります。
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取りやターミナル」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護施設です。 医学的管理のもとで長期療養が必要な人に対し、必要な医療のほか日常生活上の介護サービスが受けられます。

④居宅介護支援・介護予防支援

サービス名	方向性
居宅介護支援・介護予防支援	介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが受けられるよう支援するサービスです。

2 介護保険サービス事業量の見込み

(1) 介護サービス事業量

サービス名称		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	回	3,710.8	3,839.8	3,933.3	3,907.8	5,495.5
	人	175	182	185	190	257
②訪問入浴介護	回	64.0	70.3	70.3	64.0	96.0
	人	12	13	13	12	18
③訪問看護	回	893.7	931.1	949.2	963.1	1,328.9
	人	87	91	93	92	128
④訪問リハビリテーション	回	120.7	120.7	120.7	120.7	181.8
	人	10	10	10	10	15
⑤居宅療養管理指導	人	126	131	137	134	186
⑥通所介護	回	4,253.3	4,397.5	4,480.9	4,647.0	6,212.7
	人	308	318	323	337	448
⑦通所リハビリテーション	回	671.5	719.3	727.3	734.5	998.9
	人	70	75	76	77	104
⑧短期入所生活介護	日	2,688.5	2,709.5	2,797.5	2,610.0	3,674.7
	人	109	110	113	106	148
⑨短期入所療養介護（老健）	日	128.9	142.5	154.0	140.4	192.3
	人	12	13	14	13	18
⑩短期入所療養介護（病院等）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護（介護医療院）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与	人	343	359	367	377	511
⑬特定福祉用具購入費	人	7	7	7	6	11
⑭住宅改修費	人	5	5	5	5	9
⑮特定施設入居者生活介護	人	28	30	32	32	46

資料：厚生労働省「見える」化システム（1か月あたり）

サービス名称		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	1	1	1	1	2
②夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	回	714.7	714.7	733.6	775.1	1,041.9
	人	85	85	88	93	125
④認知症対応型通所介護	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	人	16	17	17	19	30
⑥認知症対応型共同生活介護	人	27	27	48	49	69
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	29	29	29	34	49
⑨看護小規模多機能型居宅介護	人	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	人	149	149	150	174	251
②介護老人保健施設	人	83	81	81	96	133
③介護医療院 (介護療養型医療施設を含む)	人	6	6	6	8	11
(4) 居宅介護支援	人	620	647	658	682	915

資料：厚生労働省「見える」化システム（1か月あたり）

(2) 介護予防サービス事業量

サービス名称		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	回	207.5	223.0	223.0	230.4	282.6
	人	23	25	25	26	32
③介護予防訪問リハビリテーション	回	18.8	18.8	18.8	18.8	28.2
	人	2	2	2	2	3
④介護予防居宅療養管理指導	人	14	14	14	15	17
⑤介護予防通所リハビリテーション	人	34	35	37	38	46
⑥介護予防短期入所生活介護	日	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
	人	3	3	3	3	4
⑦介護予防短期入所療養介護 (老健)	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	人	105	108	113	122	147
⑪特定介護予防福祉用具購入費	人	2	2	2	3	3
⑫介護予防住宅改修費	人	3	4	4	4	4
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	人	8	8	9	9	12
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	4	4	4	3	4
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人	146	147	154	164	198

資料：厚生労働省「見える」化システム（1か月あたり）

(3) 介護施設の整備目標

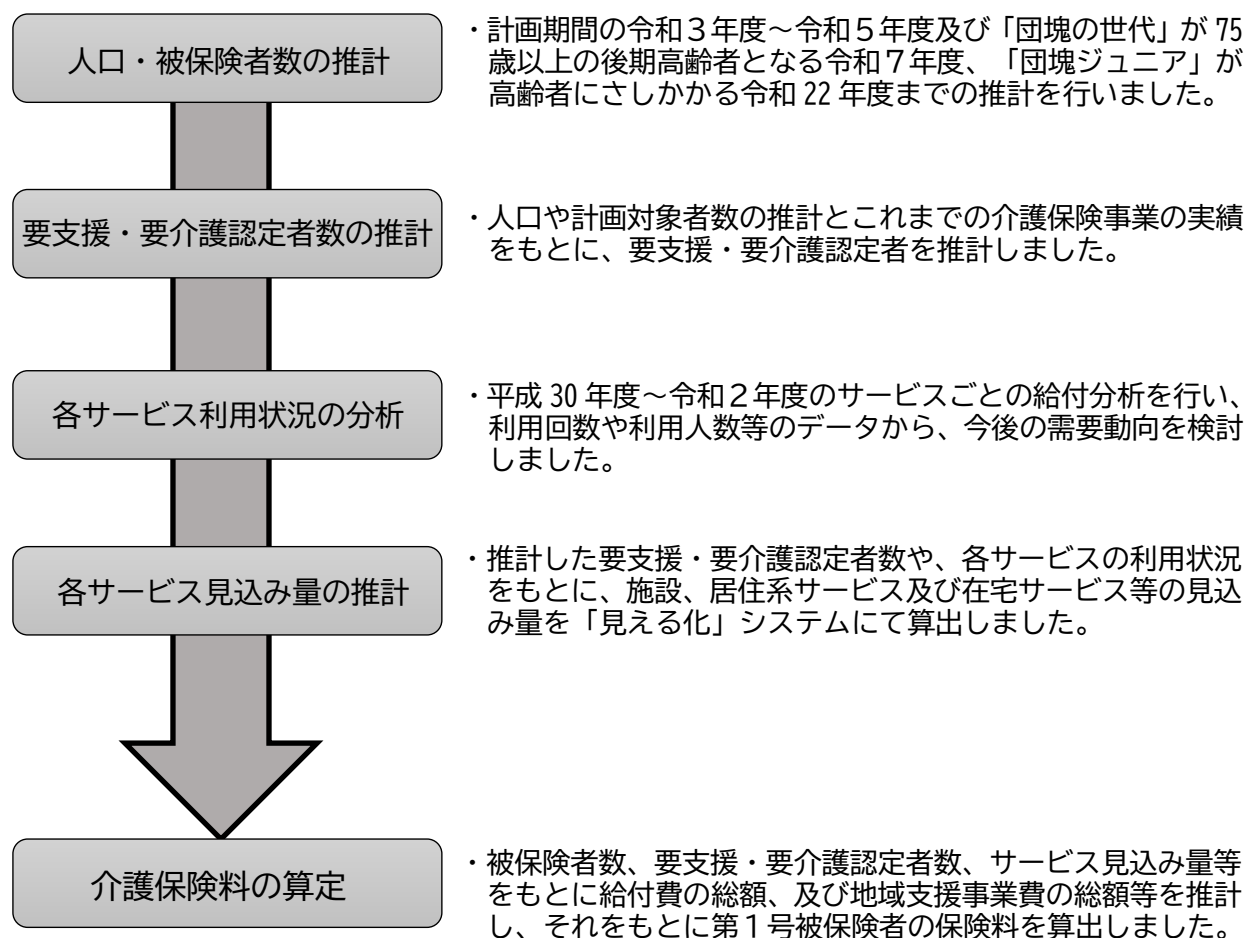
	令和2年度末見込量		令和5年度末見込量	
	施設数 (箇所)	定員数 (人)	施設数 (箇所)	定員数 (人)
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29
認知症対応型共同生活介護	1	27	2	45
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	29	1	29
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス				
介護老人福祉施設	2	145	2	145
介護老人保健施設	1	70	1	70
介護医療院	0	0	0	0
居住系サービス				
特定施設入居者生活介護	1	35	1	35

第6章 介護保険給付等の見込みと保険料

1 介護保険サービス給付費の見込み

(1) サービス量の算定手順

令和3年度～令和5年度の介護保険事業にかかる事業費及び第1号被保険者の保険料は、以下の流れに沿って算出しています。



(2) 介護サービス給付費の見込み額

(単位：千円)

サービス名称	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
(1) 居宅サービス					
①訪問介護	121,136	125,338	128,459	126,916	177,952
②訪問入浴介護	8,291	9,171	9,171	8,295	12,443
③訪問看護	45,064	47,103	48,061	48,063	66,539
④訪問リハビリテーション	4,067	4,070	4,070	4,070	6,136
⑤居宅療養管理指導	13,122	13,641	14,265	13,994	19,482
⑥通所介護	380,584	394,380	402,797	414,308	557,138
⑦通所リハビリテーション	67,558	72,790	73,446	73,711	100,380
⑧短期入所生活介護	259,520	261,702	270,827	249,959	353,678
⑨短期入所療養介護（老健）	17,354	19,424	20,972	18,911	25,789
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与	52,899	55,515	57,081	57,619	79,285
⑬特定福祉用具購入費	1,846	1,846	1,846	1,610	2,961
⑭住宅改修費	6,959	6,959	6,959	6,959	12,537
⑮特定施設入居者生活介護	65,584	70,673	75,173	75,173	108,586
(2) 地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型	1,193	1,193	1,193	1,193	2,386
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	56,438	56,469	58,344	61,579	83,197
④認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	42,504	45,690	45,690	53,613	83,583
⑥認知症対応型共同生活介護	83,924	83,971	147,571	150,769	212,503
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	94,072	94,124	94,124	110,340	158,787
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
①介護老人福祉施設	475,388	475,652	478,852	556,743	804,627
②介護老人保健施設	279,406	273,262	273,262	323,255	449,359
③介護医療院（介護療養型医療施設を含む）	24,600	24,613	24,613	32,870	45,098
(4) 居宅介護支援	110,413	115,347	117,572	121,313	163,504
介護給付費計（小計）	2,211,922	2,252,933	2,354,348	2,511,263	3,525,950

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

(3) 介護予防サービス給付費の見込み額

(単位：千円)

サービス名称	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
(1) 介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	8,000	8,628	8,628	8,900	10,927
③介護予防訪問リハビリテーション	703	704	704	704	1,056
④介護予防居宅療養管理	1,284	1,285	1,285	1,389	1,568
⑤介護予防通所リハビリテーション	13,611	14,119	14,893	15,168	18,267
⑥介護予防短期入所生活介護	260	260	260	260	260
⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	5,899	6,067	6,343	6,849	8,258
⑪特定介護予防福祉用具購入費	513	575	575	894	894
⑫介護予防住宅改修費	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	9,117	9,122	10,331	10,331	13,409
(2) 地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,022	4,024	4,024	2,627	3,633
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	7,861	7,918	8,295	8,834	10,666
予防給付費計（小計）	56,070	58,702	61,338	61,956	74,938

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

(4) 総給付費見込み額

(単位：千円)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
介護サービス給付費 計	2,211,922	2,252,933	2,354,348	2,511,263	3,525,950
介護予防サービス給付費 計	56,070	58,702	61,338	61,956	74,938
総給付費	2,267,992	2,311,635	2,415,686	2,573,219	3,600,888

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

(5) 標準給付費見込み額

介護サービス及び介護予防サービスの総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合計した標準給付費の見込み額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
総給付費	2,267,992	2,311,635	2,415,686	2,573,219	3,600,888
特定入所者介護サービス費等給付額	67,128	63,154	65,157	68,383	89,995
高額介護サービス費等給付額	60,915	47,834	49,591	52,989	69,750
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,400	8,500	8,600	6,343	8,350
算定対象審査支払手数料	1,900	1,940	2,018	2,152	2,833
標準給付費見込み額	2,406,335	2,433,063	2,541,052	2,703,086	3,771,816

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

(6) 地域支援事業費見込み額

総合的に介護予防を推進するための介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業にかかる事業費を合計した地域支援事業費の見込み額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度	R 22 年度
地域支援事業費	153,018	161,251	167,896	155,133	158,078
うち介護予防・日常生活支援総合事業	104,139	106,550	110,200	104,546	101,950
うち包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	39,447	44,230	46,550	40,666	46,207
うち包括的支援事業（社会保障分）	9,432	10,471	11,146	9,921	9,921

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

2 第1号被保険者の保険料

(1) 第1号被保険者の保険料の設定

本計画では、介護保険法で標準となっている9段階を10段階に細分化し、以下のとおり、被保険者それぞれの負担能力に応じたきめ細かな保険料の段階設定を行います。

所得段階	対 象 者		保険料率の設定
第1段階	市町村民税 世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.30
第2段階		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.50
第3段階		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	0.70
第4段階	市町村民税 世帯課税 本人非課税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.90
第5段階		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	1.00
第6段階	市町村民税 本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上の人	1.80

(2) 第8期計画における第1号被保険者の保険料基準額

介護保険事業にかかる費用は、その50%を公費（国、県、市）、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者から徴収する保険料でまかなっています。

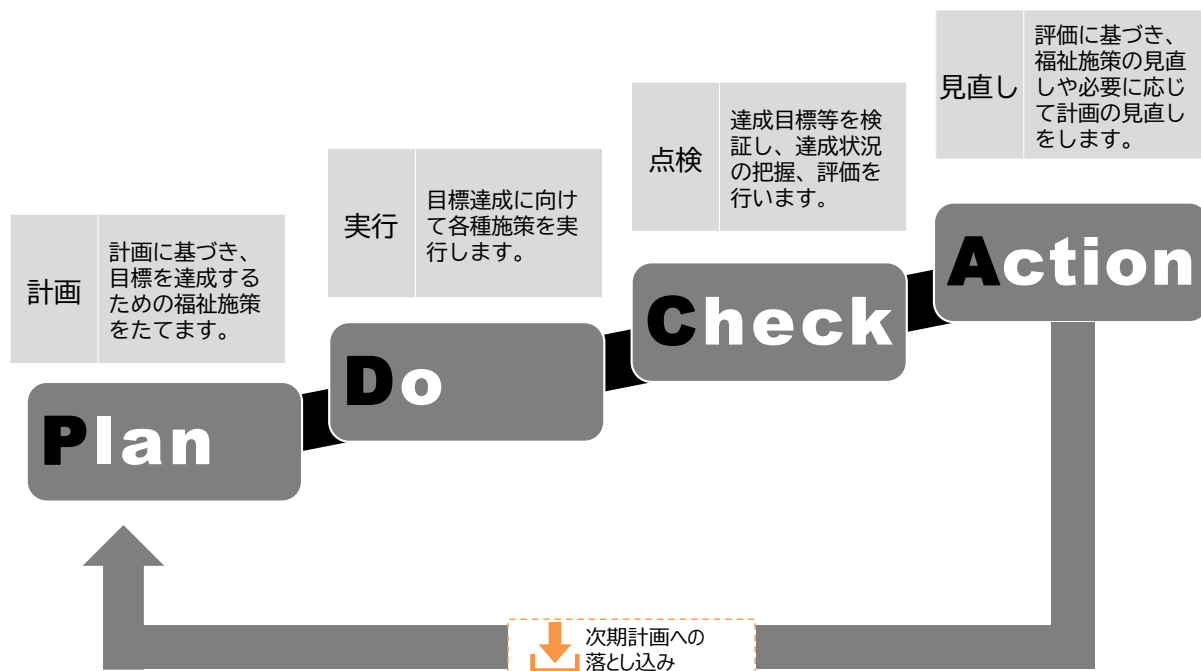
また、保険料負担割合は3年ごとに見直され、本計画期間において、第1号被保険者は、全体額の23%を負担することが定められています。

第1号被保険者の保険料基準額

月額 5,980 円

第7章 計画の推進

本計画の進行管理は「PDCA サイクル」を用いて実施します。計画策定（Plan）後の推進（Do）では、町民、各主体と本町が協働しながら目標達成に向けて各種取り組みを推進し、評価（Check）は「大泉町介護保険運営協議会」において行います。



1 第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年度から令和5年度までの本町の老人福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第8期大泉町高齢者保健福祉計画」という。）を策定するため、第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第8期大泉町高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2 第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

区分	人数	選出先	委員氏名
被保険者	2人	介護予防団体	森 千代
		協議体 (生活支援体制整備事業)	島田 英明
学識経験者	2人	自治会連絡協議会	岩崎 正男
		ボランティア協議会	水澤 朱美
社会福祉関係者	4人	民生委員児童委員協議会	植松 育代
		老人クラブ連絡協議会	小泉 功
		介護保険運営協議会 (大泉園)	佐山 みどり
		介護保険運営協議会 (社会福祉協議会)	細田 順一
保健・医療関係者	2人	介護保険運営協議会 (医師会)	阿部 弘幸
		健康づくり推進協議会 (歯科医師会)	斉藤 崇

3 第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定経過

期日	内容
令和2年8月19日（水）	第1回策定委員会
	○委員の委嘱 ○第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定委員会について ○委員長・副委員長の選出 ○第8期大泉町高齢者保健福祉計画の概要と策定のスケジュールについて ○第8期大泉町高齢者保健福祉計画策定に伴うアンケート調査について
令和2年10月2日（金）	第2回策定委員会
	○第8期大泉町高齢者保健福祉計画の素案について ○パブリックコメントの実施について
令和3年1月22日（金）	第3回策定委員会（書面会議）
	○第8期大泉町高齢者保健福祉計画の素案について ○パブリックコメントの実施結果について

4 町民憲章等

大泉町民憲章

(昭和 52 年 4 月 3 日告示)

大泉町は、洋々として流れる大利根川と、こんこんとして湧きでる泉のほとりに生々発展し、とくに、近代産業の振興にともない、県下有数の工業都市となった。

この町の住民であることに、自覚と責任をもつわたくしたちは、大泉町発足 20 年にあたり、住みよい町づくりのために、町民憲章を定める。

- 1 いつも笑顔であいさつをかわしあい、誇りをもって仕事に精をだす町民になりましょう。
- 2 すすんでスポーツに親しみ、健康なからだと健全な心をつくりましょう。
- 3 自然を愛し、きれいな空と水と、みどりにつつまれた美しい町にしましょう。
- 4 郷土の歴史と伝統を愛し、文化の香り高い町にしましょう。
- 5 たがいに理解と信頼をもって、みんなの幸せのために、助けあいましょう。

人権尊重と福祉の町宣言

(平成 6 年 5 月 20 日告示)

人は、みな個人として尊重されなければならない。

幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

わたくしたち大泉町民は、相互の理解と協力によりすべての者が、人権を尊重され人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう次の事項を指針として、真に自由にして平等な明るい町づくりを進めることを誓い、ここに「人権尊重と福祉の町」を宣言する。

- 1 人権を尊重し、支えあう力と心のぬくもりで、みんなにやさしい町にしよう。
- 2 高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。
- 3 障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。
- 4 病弱者にやさしく接し、心の友となろう。
- 5 子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。

5 用語集

【あ行】

◆IADL（手段的日常生活動作）

家事、買物、移動など、日常生活を送るために必要な動作の中でも複雑で高いレベルが必要な動作。

◆ICT（アイシーティー）

通信技術を活用したコミュニケーション。

【か行】

◆介護給付費

介護保険法で定められた介護サービスに対して支給される費用。

◆介護保険制度

1997（平成 9）年成立の介護保険法に基づき 2000（平成 12）年 4 月施行。保険者は市町村及び特別区であり、被保険者は、第 1 号被保険者が市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者、第 2 号被保険者が市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。介護サービスはこの保険料や公的資金を財源として提供。

◆介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

◆協議体

介護予防・日常生活支援総合事業の一環で設置する組織で、地域において高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有・連携強化の場のこと。

◆協働のまちづくり事業提案制度

協働のまちづくりを推進するために町が取り組んでいる事業。住民活動団体等と行政が地域課題の解決に協働で取り組む事業。

◆協働のまちづくり人材バンク

協働のまちづくりを推進するために町が取り組んでいる事業。様々な知識や技能をもつ住民や団体を登録するとともに、その情報を広く紹介することにより、講師や指導者を探している人や団体との間をつなぐもの。

◆居宅介護支援

介護を必要とする人が自宅で自立した生活をするために、適切な介護サービス利用ができるように、介護サービス計画の作成や介護サービスの調整をする支援のこと。ケアマネジャーが、本人や家族の希望、心身の状況や生活環境にそったケアプランの作成や、介護サービス事業者などの関係者との連絡・調整等を行う。また、介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等を行う。

◆ケアプラン

介護保険制度で要介護認定を受けた場合に、本人や家族の希望、心身の状況や生活環境などを踏まえて作成される、介護サービスの種類や内容を定めた計画。

◆ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人ひとりのニーズにそった最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保健・福祉・医療サービス等）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

◆ケアマネジャー

介護保険の適用者の相談に応じるほか、その心身の状況に応じ、適切な居宅、または施設サービスを利用することができるよう、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う専門職のこと。介護支援専門員ともいう。

◆元気な地域支援事業補助金

協働のまちづくりを推進するために町が取り組んでいる事業。住民活動団体等が自主的に企画した事業について補助金を交付するもの。

◆健康寿命

「あと何年、自立して健康に暮らせるか」を表すもので、心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間のこと。身体的な健康寿命は、食事、排泄、入浴などの日常生活動作が自立している期間で、精神面では、認知症のない期間のこと。

◆厚生労働省「見える化」システム

本計画は、厚生労働省が運用する地域包括ケア「見える化」システムを活用し、作成している。機能としては、アンケート調査結果による「現状分析」機能や介護サービスの見込み量及び介護保険料算定に関する「将来推計」機能等があり、これらを有効活用し、計画に反映させている。

◆国保データベースシステム

国保連合会が業務を通じて管理する「健診・保健指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成し保険者に提供するシステム。

【さ行】

◆事業対象者

要介護・要支援には当てはまらないが、生活機能のチェックリストによりサービスが必要と判定された人

◆縦覧点検

介護給付の重複請求がないかを点検すること。

◆シルバー人材センター

県知事の指定を受けた公益法人。高齢者が組織的に働くことを通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいをもち、地域社会に貢献するという「自主・自立、共働・共助」の理念を基本としている。

◆生活習慣病

食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その疾患の発症・進行に関与する病気（疾患群）のこと。健康的な生活習慣を送ることで、その予防を図ることが求められている。

◆成年後見人・保佐人・補助人

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれている。判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を利用できるようになっている。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人の権利を守り支援する。

【た行】

◆第1号被保険者・第2号被保険者

第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40～64歳の人。

◆地域ケア会議

保健・福祉・医療などの現場職員を中心に構成し、介護保険対象外の人に対する介護予防サービスの調整及び居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所の指導・支援を行うための会議体。

◆チームオレンジ

地域において、認知症の人や家族の困りごとのニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み。

◆超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合が21%以上になった社会。

【な行】

◆日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により設定することとされている。

◆認知症

正常に働いていた脳の機能が、加齢や脳血管疾患などの後天的な要因によって低下し、記憶や思考への影響が見られる病気。認知症にはいくつかの種類があり、脳神経が変性して脳の一部が萎縮する過程でおきるアルツハイマー型認知症が最も多い。

◆認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動等のできる場所。

【は行】

◆バリアフリー

高齢者や障害者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計。近年では、高齢者や障害者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれるとされている。

◆避難行動要支援者

高齢者、障害者など、災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、自力で避難することが困難であり、避難のため特に支援を要する人。

◆ブラインドウォーク

目を隠し、歩く、座る、階段を上るといった行動をすることにより、目の不自由な人の困難や不安な気持ちを体験すること。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

「バリアフリー」の考え方をさらに進め、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

◆要支援・要介護

要介状態を介護の必要性の程度に応じて定めた区分。大きく「要支援」と「要介護」の2つの区分がある。「要支援」とは、日常生活において何らかの支援を要する状態であり、「要支援1」と「要支援2」の2段階に分けられる。「要介護」とは、日常生活上の基本動作において部分的、全面的に介護が必要となる状態であり、「要介護1」から「要介護5」の5段階に分けられる。

【ら行】

◆ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のこと。

第8期 大泉町高齢者保健福祉計画

令和3年3月 編集/発行：大泉町 健康福祉部 高齢介護課

〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 2465 番地 大泉町保健福祉総合センター

T E L : 0276-62-2121 F A X : 0276-62-2108